

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | |
|-------|---|
| COOLS | |
| H | P |

| 厚生常任委員会会議 録 | | | |
|--------------------|---|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 17 年 12 月 19 日 (月) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 9 分 |
| 場 所 | 第 1 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 北野委員長、成田副委員長、吹田・大橋・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員 (若見委員欠席) | | |
| 説明員 | 市民・福祉・環境各部長、総務部参事、保健所長、 小樽病院事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 | | | |
| 委員長 | | | |
| 署名員 | | | |
| 署名員 | | | |
| 書 記 | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「身体障害者福祉法施行細則の一部改正について」

(福祉) 地域福祉課長

小樽市身体障害者福祉法施行細則の一部改正について報告いたします。

本市におきましては、身体障害者福祉法に基づき、小樽市身体障害者福祉法施行細則により、身体障害者に対する補装具の交付若しくは修理又は日常生活用具の給付を行っているものであります。平成17年10月31日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法について」により、平成18年1月1日より補装具の交付若しくは修理における一部負担について徴収基準額表の改正が行われますので、小樽市身体障害者福祉法施行細則の一部改正を行うものであります。

その内容につきましては、既に市民税非課税世帯に費用徴収を実施している身体障害児補装具給付事業等の均衡を図るため、平成18年1月1日より、当該世帯に属する対象者についても費用徴収をするためであります。

委員長

「高齢者一般調査結果について」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

高齢者一般調査結果について説明申し上げます。お手元の資料の高齢者一般調査結果報告書の概要をごらんください。

調査の目的についてであります。小樽市高齢者保健福祉計画、計画期間は平成18年度から平成20年度までの策定に当たり、65歳以上の高齢者の健康状態や日常生活、保健福祉サービスの認知度、利用者状況などを把握し、高齢者に対する保健福祉サービス施策立案のための基礎資料とすることを目的としております。調査対象と対象者の抽出方法は、調査対象者は平成17年8月1日現在、小樽市に住民登録のある介護保険施設（特養・老健・療養型病床）やグループホームに入所の方を除く65歳以上の高齢者を無作為で1,000人抽出しております。

調査方法は、郵送により配布・回収を行っております。

調査事項につきましては、(1) 調査対象者の基本的属性に関する事項、(2) 健康について、(3) 認知症・うつ病の知識について、(4) 食事の状況について、(5) 転倒について、(6) 要介護認定の申請や介護保険制度について、(7) 生きがいと社会参加について、(8) 将来の不安や相談先について、(9) 市の保健福祉サービスについて、(10) 介護力について、(11) 高齢者施策等の要望についてという内容になってございます。

調査実施期間は、平成17年8月22日から9月2日までとなっております。

回答状況は、回収数687人、回収率68.7パーセントとなっております。

調査概要についてですが、主な調査項目について説明申し上げます。

初めに、調査対象の基本属性に関する事項についてですが、回答者は本人が78.4パーセント、性別は女性が55.9パーセント、男性が42.4パーセント、年齢については65歳から74歳までが53.8パーセント、75歳以上が44.7パーセント、住所については中部地区が大部分の50.4パーセントとなっております。世帯構成は高齢者のみの世帯が約7割という状況になっております。住居は自己所有が約8割という状況です。世帯の年収は300万円未満が約7割、世帯の収入源といたしましては、年金収入74.4パーセントという状況でございます。

続きまして、次のページをごらんください。

(2) の健康についてですが、健康状態、これについては健康という答えをしている方が約 6 割という状況です。病気やけがについては、生活習慣病が 23.3 パーセント、ひざや腰の痛みを訴える方が 21.1 パーセントという状況になっています。通院の状況につきましては、月に 1 回が 30.5 パーセント、月に 2 回が 28.7 パーセントという状況です。かかりつけの医者があるかどうかという質問に対しては、いるが 81.1 パーセント、同じくかかりつけの歯科医があるかどうかということで、いるが 63 パーセントとなっております。それから、健康に気を使った取組ということで、食事や栄養についてが 22.8 パーセント、休養や気分転換ということで 13.9 パーセントという状況になっています。身体を動かす頻度、これはほぼ毎日という方が 38.3 パーセント、週に二、三回が 22.6 パーセントとなっております。健康について知りたいことということで、認知症の予防が 16.5 パーセント、栄養・食生活が 14.4 パーセントという状況となっております。

次に、(3) 認知症・うつ病の知識についてですが、認知症についての症状について、ほぼ 17 パーセントから 20 パーセント台の方が大体症状について認識しているということでございます。うつ病について、これも同様に病気であるとか、生活のストレスが原因となることもあるというようなことで、20 パーセント台が承知しているということでございます。

次に、(4) 食事の状況についてですが、食事の回数、ほぼ毎日 3 食という方が 82.5 パーセント、毎日 2 食というのが 10.3 パーセントという状況です。食事の方法は自分で調理が 42.9 パーセント、家族が調理が 32.1 パーセントという状況です。

それから、(5) 転倒に関する事ということですが、この 1 年間に転倒したことがあるかという質問でございますけれども、転んだことがある、あるいは転びそうになったことがあるという方が約 6 割、その転びそうになったことによるけがということで、転倒経験のある約 6 割の方のうち、骨折して入院したとか、あるいは通院したとかという方が約 1 割という状況です。転倒等による介護・介助の必要となったかという質問に対しましては、この転倒経験のある約 6 割のうち、全部か一部あるいは今まで以上の介護・介助が必要となった方が約 1 割いらっしゃいます。転んだ場所については、大部分が家の外ということでございます。

次に、(7) 生きがいと社会参加についてですが、生きがいづくりについて、家族・親族との触合いというのが 26.4 パーセントという状況となっております。自分でできることについては、外出、買物、食事の用意、金銭管理については大体 80 パーセント台の方が一人でできるということに答えていますけれども、年金の書類が書けるというようなちょっと手間がかかる、そういったものについては 70 パーセントとやや低い数値となっております。外出の頻度ということで週に数日が 40.3 パーセント、ほぼ毎日が 29.1 パーセントというような状況になってございます。主な外出先は買物が 26.7 パーセント、以下病院、散歩、体力づくりという状況です。外出の主な交通手段は、バスが 44.1 パーセントという状況であります。外出しない理由ということで、ほとんど外出されない方のうち、57.1 パーセントが足腰が悪くて外出ができないという答えになっております。

次に、(8) 将来の不安や相談先についてですが、将来の不安ということで、自分の健康に 37.1 パーセント、以下家族の健康、生活費などとなっております。不安・心配事の相談先ということで、家族・親族が 56.7 パーセント、以下近所の友人、知人、主治医となっております。

次に、(10) 介護力についてですが、介護が必要となった場合の暮らし方ということで、介護してくれる病院に入所したいという方が 19.7 パーセント、以下自宅で介護保険等の在宅サービスを利用して暮らしたいという方、自宅で家族の介護を中心に暮らしたいという方が続いております。介護が必要となった場合の介護者の有無ということで、いるという方が 63 パーセント、介護が必要となった場合の介護者ということで、配偶者が 51.4 パーセントという状況になっています。

それから、(11) 高齢者施策の要望についてということで、今後力を入れてほしい高齢者施策ということで、介

護予防策の充実が13.4パーセント、以下寝たきり、要介護者への支援、健康保持、健康づくりという状況でございます。

31の高齢者福祉施策への意見要望では、以下のような要望がございました。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について」

(環境)管理課長

平成17年10月12日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

平成17年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会が10月20日に開催されておりますので、これにつきまして報告いたします。

議案といたしましては、一つ、ごみ処理施設建設工事に係る技術職員の選任配置のための人件費と前年度剰余金を関係市町村へ配布するための一般会計補正予算、二つ、平成16年度一般会計歳入歳出決算認定、三つ、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案、四つ、平成17年4月1日から適用する給料月額減額等を定めた職員給与条例の一部を改正する条例の専決処分報告、五つ、平成16年度ごみ焼却施設建設事業費及びリサイクルプラザ建設事業費の一部を平成17年度へ繰越処理するための継続費の繰越報告の合計5件であり、いずれも可決・認定及び承認されたところでございます。

委員長

「市立小樽第二病院の火災について」

(二病)事務局次長

市立小樽第二病院の火災について報告申し上げます。

去る12月11日、日曜日、午前11時ごろ、当院地下ボイラー室より出火し、午前11時51分に鎮火いたしました。火災状況はボイラー上の天井約52平方メートルの焼失でありました。火災原因につきましては、消防本部の見解によりますと、ボイラー排気ダクトの上面の焼損が激しく、アスベスト除去のため、排気ダクトの上に敷かれていたコンパネが一部炭化していたことから、この付近を中心に現在判定中とのこととあります。

次に、病院内患者避難状況についてであります。当日の入院患者数234名のうち、敷地内別棟のデイケア棟へ避難した者11名、1階非常口付近及び避難階段踊り場付近に避難した者46名、病棟内で避難準備を整えた者169名、外泊8名であります。幸いにもけが人等はありませんでしたし、避難した患者たちは鎮火後、速やかにそれぞれの病室に戻ることができました。

次に、主な影響についてであります。当日の入院患者への食事につきましては、昼食の配ぜんが通常12時からのところ12時45分に、夕食の配ぜんが通常17時のところ、17時30分に若干遅れて行われました。なお、12日の朝食以降は通常どおりの配ぜん時間で行っております。

次に、翌日の外来診療につきましては、12日、月曜日、午後の電気工事の対応に当たり、必要最小限の機器を動かすための仮設電源となりましたが、透析機は仮設電源による稼働が困難なため、午前の部は通常9時15分からのところを8時半から実施し、午後の部は通常15時15分からのところを18時から実施いたしました。なお、時間の変更につきましては、前日夜に各患者に連絡をいたしました。

次に、電気関係についてですが、配線障害調査の結果、幹線の一部が溶解しておりましたので、12日、月曜日、午後に幹線の電気工事を行いました。

次に、ガス関係についてですが、ガス漏れ調査を行い、ガス漏れの応急処置を行って使用しておりますが、今後本格的な修理工事が必要となります。

次に、水道関係につきましては、ボイラー室の停電により給水ポンプが停止したため、水道局から給水車2台に

出勤してもらい、水を確保いたしました。また、ボイラー室下部に受水槽があるため、受水槽内の水質検査を行い、異常がないことを確認した後で通常使用をいたしました。

次に、暖房関係についてであります。ボイラーの運転が停止いたしましたので、リース会社や市役所などから合わせてポータブルストーブを81台、灯油用ポリタンクを75個手配し、各部署に配置して患者の暖を確保いたしました。

ボイラーの復旧につきましては、1号ボイラーが12日、月曜日の夜に、2号ボイラーが14日、水曜日、夕方に復旧したことによりまして、15日、木曜日、午前から入院患者がおふろにも入れるようになり、ほぼ通常どおりの業務体制となっております。

被害額につきましては、現在、把握中ではありますが、これまでに把握できた分で約850万円であります。主な内訳といたしましては、電気関係が約240万円、ボイラー修理や給湯管、循環ポンプ、保温筒の取替えが約160万円、ガス管修理が約100万円などです。しかしながら、現在、積算中のものや現状で応急処置をしているため、今後本格的な工事を要するもの、部分的に工事を要するものもありますので、被害額は膨れるものと考えております。なお、このたびの火災に係る費用につきましては、予算特別委員会終了後に再度火災保険会社に確認したところ、まず病院が支払い、建物に関する費用は保険会社から補てんされ、火災原因が確定した段階で対応していくこととなりますので、訂正して報告申し上げます。

最後になりますが、火災発生当日以降、大変多くの皆さんの御支援、御協力によりまして、早い段階で通常どおりの業務に復旧できましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして、心から感謝申し上げます。

委員長

続いて、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第7号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案」

(環境)管理課長

議案第7号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案について説明いたします。

これは小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例を全部改正し、あわせて附則で小樽市手数料条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。本年5月18日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が、都道府県知事の権限とされている事務を処理することとされてきたものを、平成18年4月1日から保健所の設置とは関係なく、政令で定める市の市長が処理することに改められました。本年9月30日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布され、本市は政令で定める市とはならなかったところでもあります。このことにより、現在、本市が行っている産業廃棄物処理量の許可、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の設置許可などの産業廃棄物等関係事務の処理主体が、北海道に移行されることとなったため、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例中、北海道に移行する事務に係る規定を削るものであります。また、これにあわせて、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務処理に係る規定を新たに加えるとともに、現在、小樽市手数料条例に規定されている使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務に係る手数料を、この条例に規定することとして、附則で小樽市手数料条例の一部を改正するものであります。あわせて、現行条例の条文の見直しを行うなど、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第9号公の施設の指定管理者の指定について(福寿荘)」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

議案第 9 号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

今回、提案いたしました議案は、福寿荘の指定管理者として社会福祉法人小樽北勉会を公募で選定し、指定するものであります。なお、指定期間は、平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの3年間であります。

委員長

「議案第10号公の施設の指定管理者の指定について(いなきた児童会館)」

「議案第11号公の施設の指定管理者の指定について(塩谷児童センター)」

(福祉) 子育て支援課長

議案第10号並びに議案第11号の公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

今回、提出いたしましたのは、議案第10号で小樽市いなきた児童館、議案第11号で小樽市塩谷児童センターの指定管理者として、いずれも社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を指定するものであります。指定期間につきましては、平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までであります。

委員長

「議案第18号公の施設の指定管理者の指定について(銭函市民センター)」

(市民) 銭函サービスセンター所長

議案第18号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

今回、提出いたしました議案は、小樽市銭函市民センターの指定管理者として、小樽市銭函連合町会を任意で指定するものであります。なお、指定期間は、平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの5年間であります。

委員長

「議案第19号公の施設の指定管理者の指定について(いなきたコミュニティセンター)」

(市民) 総合サービスセンター所長

議案第19号公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

今回、提出しました議案は、小樽市いなきたコミュニティセンターの指定管理者として、小樽市いなきたコミュニティセンター運営委員会を任意で指定するものであります。なお、指定期間は、平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの5年間であります。

委員長

「議案第20号公の施設の指定管理者の指定について(総合福祉センター)」

「議案第21号公の施設の指定管理者の指定について(身体障害者福祉センター)」

(福祉) 地域福祉課長

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

今回、提案いたしました議案は、小樽市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を任意で指定するものであります。なお、指定期間は平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第21号小樽市身体障害者福祉センターの指定管理者として、社団法人小樽市身体障害者福祉協会を任意で指定するものであります。こちらも指定期間は、平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの5年間であります。

委員長

「議案第22号公の施設の指定管理者の指定について(夜間急病センター)」

(保健所) 保健総務課長

議案第22号公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、小樽市夜間急病センターの指定管理者として、社団法人小樽市医師会を任意で指定するものであります。なお、指定期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間であります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

共産党。

北野委員

福祉灯油について

最初に、福祉灯油のことについて若干伺います。

北海道で地域政策総合補助金事業というのがありますが、関係団体の北海道庁との交渉によって、市町村の申請があれば対応するし、さまざまな条件もよくするというようなことの回答がなされているわけです。小樽市で、9月議会でも灯油の値上がりにかかわって福祉灯油の復活について議論がされたところではありますが、そのときもこの北海道の制度を活用すべきでないかという要望が出されておりますが、今回の関係団体と道庁との交渉で先ほど紹介したようなことになっているわけですが、小樽市でどういうふうにされようとしているか、説明してください。

(福祉)地域福祉課長

せんだって、この取組につきまして北海道の方で平成17年度の交付要綱が決定したということで、通知を受けたところでもあります。従前と同じ条件で補助金要綱が策定されておまして、上限人口10万人以上、小樽市は該当するわけですがけれども、200万円で事業を実施した場合、2分の1補助ということですので、100万円を上限とした補助となるということで、現在、生活困窮ということで、低所得の方等を、例えばふれあい見舞金で昨年実績ですけれども、4,300名ほどおられますので、これの補助を導入しても、1世帯当たり400円程度にしかならないということで、なかなかこれだけでは踏み切れないというところでございます。

北野委員

小樽市で、補正予算を組んで対応するということにはなりませんか。

福祉部長

この福祉灯油の場合、前回実施されたときもそうでございますけれども、組合の協力というものがなくなってございまして、それで組合とも協議をさせていただきました。前回2組合あったのですが、大変零細の燃料商組合が非常に多い関係もございまして、現行1組合だけでございます。そこの話合いの中でも、現状、従来の福祉灯油であっても、アパートとか、対象者の方々の生活実態からしますと、非常に配達が大変だということで、なかなか協力が難しいと。それともう一つ、その補助をするときの事務的な部分も当時の状況から比べますと、組合の経費等も大変細っております、そんなことから、そういう事務的な部分でも協力がなかなか難しいと、こういうようなこともございまして、それで前回の中で帯広方式でどうだろうかというお話もあったのですが、帯広市は組合自身が金額的にも全面的に負担をしてという部分なのですけれども、うちの場合は市の方で補助を出してという部分、したがってその補助を出してもなかなかそういう協力が難しいという中では、現状難しいのではないかとこのように判断したわけでございます。

北野委員

北海道の方では、先ほど地域福祉課長が答弁された200万円の限度額、これの上限をさらに拡大するという答弁をされているわけです。だから、そういうことも北海道とも再度協議をして、それから今、部長が答弁された組合ですけれども、ほかの帯広市との比較も前回のときもされたようですが、小樽市の福祉行政を充実させるという一環で、小樽市の確かに零細な業者ではありますがけれども、協力することはやぶさかでないと思うのです。だから、その辺も小樽市がもっとイニシアチブを発揮して業者とも話し合いを進めて、これへの実現を図っていただきたいと思うのですが、この件に関して再度お答えください。

福祉部長

私どももそういう意味で組合の方にもいろいろ話をさせていただいた経緯がございます。ただ、先ほど答えましたとおり、なかなか組合自身の問題もございまして、それから先ほど地域福祉課長が言いましたとおり、市としての対応の部分といいたいでしょうか、そういうものも現状の中でなかなか難しい。いわゆるふれあい見舞金に切り替わった経緯等もございまして、そういうようなこともございまして、現状ではなかなか難しいのではないかというふうに思っております。

北野委員

この件に関して9月議会以降要望しているわけですが、今の答弁の範囲を出ていないわけです。それで、北海道の当初と違うそういう有利な条件も出ているわけですから、やはり業者の方にそのことを再度お話しして、実現に向けて一層努力をしていただきたいと、強く要望しておきます。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正について

続いて、議案第7号にかかわってであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正の影響は別にしまして、いわゆる使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正にかかわって質問いたします。

まず、政府の方は、拡大生産者責任は具体化されたと、こういう説明なのですが、提案者としては実際上、各法令に照らして、それが実現されたというふうに考えておられるのか、最初に説明してください。

(環境)管理課長

若干、その前にしくみ等を説明いたします。

自動車リサイクル法でございますけれども、基本的に自動車の最終的に残る残さというのがあるのですけれども、それがシュレッダーダストと言われるものです。それと、あとフロン類並びにエアバック類を基本的に抜きましょうと。抜きましょうといいますが、資源化するなり、破壊ましょうというのが自動車リサイクル法のしくみのまじり根底でございます。

そこの中でもって、まず初めに引取り業者というものがいるのですけれども、それが、その車が使用済み自動車になりましたら、その引取り業者が引き取る。引き取った後に、フロン回収業者がそのフロンを抜きます。そして、その後解体業者がエアバック類を抜きます。次に、破碎業者がその破碎業者でもって出るシュレッダーダストがありますけれども、それらを自動車メーカーの方に届けると。その工程が順序になってくるのですけれども、フロンを回収しましたら、メーカーの方に届けます。そして、エアバック類は抜きましたら、そのエアバック類を生産者の方に届ける。そして、シュレッダーダストが出ましたら、生産者の方に届けると。そういう形の流れが自動車リサイクル法でございます。

その生産者のところにそれらが自動的に集まってくると。そういう中でもって、生産者責任がすべてというわけではないでしょうけれども、ある一定程度はそこの中でもって生産者がそれらを責任を持って処理していくわけですから、そういう中では生産者責任は一定程度果たされているのではないかというふうに理解してございます。

北野委員

問題はそれらにかかる費用はだれが負担するのですか。我々は拡大生産者が、メーカーがそういうリサイクルの

費用をこれら一切をリサイクルといいますが、それに係る費用を一切メーカーの責任で負うべきだという主張なのですが、実際はどうなりますか。

(環境)管理課長

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金なのですけれども、各メーカーが設定してございます。それは例えばエアバック類とか、その個数とかによって違うのですけれども、おおよそ1万円から1万8,000円程度というふうに言われてございます。それは、最終的な所有者が費用負担をするというつくりになってございます。

北野委員

いわゆる自動車を使用する我々がそういう回収費用を一切負担するわけですね。だから、これは根本的に違うという点があるわけです。

ところで、フロンというのは害があるということは承知しているのですけれども、エアバックはどういうわけで回収を義務づけた3品の一つになるのですか。

(環境)管理課長

リサイクル法を調べた中では、エアバック類につきましても、処理時の危険性があるということでもって、そのエアバック類を3品目の中に入れていたというふう聞いてございます。

北野委員

いや、だから危険だからでしょう。だから、何で危険なのか、危ないのか。

(環境)管理課長

そこの中に入っていますガスなのですけれども、それが基本的に有害であるという部分がございます。ただそれが空気と触れることによって窒素化されるものですから、そのときは無害になるということなのですけれども、そのほかに結局爆発させるといいますが、膨らませるには当然そういう爆発性を有しているわけですから、それらについて危険性があるということだと思います。

北野委員

それで、回収費用の徴収の仕方ですが、新車を購入するときは新車購入費に上乗せして利用者が負担すると。中古の場合はどうなりますか。

(環境)管理課長

中古の場合は、車検時に負担するような格好になってございます。

北野委員

今まで車検のときは、車検の費用のほかに自賠責もあわせて払っているわけですね。これに今度はプラス回収費用が上乗せされて高くなると。いわゆる純粹の車検以外に自賠責と今の回収料がオンされるということになるようなのですね。

それで、今、1回目の答弁で説明のありました廃車の引取り業者、解体業者、フロン回収業者、破砕業者、何社ぐらいあるのか、お答えいただきたいと思います。

(環境)管理課長

全国的な部分は押さえてございませぬけれども、小樽市で許可している登録している部分がございます。その部分につきましては、小樽市に登録しているのは引取り業者は80業者、フロン回収業者が23業者、解体業者が7業者。破砕業者につきましては、うちの方で許可はしてございませぬ。

北野委員

破砕業者は許可していないというのですけれども、小樽市に破砕業者は営業しているのですか。いないということと理解していいのですか。

(環境)管理課長

許可していないということですから、基本的には自動車リサイクル法上の破碎はしていないということでございます。

北野委員

次の質問ですけれども、今説明があったように、廃車を引き取った業者は、兼ねているところもあるかもわからないですけれども、フロン回収業者に渡して、フロンを回収すると。それから、解体業者にいくと。解体業者はエアバックを外すと。そして、破碎業者に残ったものを渡すということになりますね。それで、今度、大変コンピュータを使って、これらもどういうふうに進展しているか1社ごとに押さえるようになったというふうにいるわけですけれども、廃車を引き取った業者がどこかに報告をすることになるのです。これは廃車あるいは廃車の引取り業者、解体業者、フロン業者それぞれどういうふうに報告して、いわゆる再利用について国全体が押さえる仕組みになっているのか、説明してください。

(環境)管理課長

私の許可登録、登録不許可している部分、業者を知っているわけなのですが、私どももその範囲でしかある程度の知識はないのですけれども、北野委員がおっしゃった部分で答えられるかどうか分かりませんが、説明いたしますけれども、引取り業者とフロン回収業者、解体業者、破碎業者がそれぞれ、それぞれのものを回収した場合には、引渡しと引き取りましたという、引き渡しましたという、それをそれぞれの段階でもって、業者ごとに自動車リサイクル促進センターというところがございますので、そこにパソコン入力しまして、それで引き取った場合には、3日以内にそのリサイクル促進センターの方に車を、Aという車を引き取りましたと。そして、例えば具体的に言いますと、引取り業者が個人からAという車を引き取りましたと。そうしたら、促進センターの方に連絡がパソコン上で行きます。次の工程でフロンのところに行きましたときに、フロンでは車は引き取りましたよ。なおかつ、フロンを引き取りましたよという部分の処理がその促進センターの方へ行く、それぞれ段階ごとでやっていくということの流れになってございます。ですから、そういう中でもって、それぞれの部分の処理が適正にされるということがまず担保されるということが一つございます。

そういう中でもって、どこに行くかといいますと、物自体は、先ほども説明いたしましたけれども、生産者の方に、メーカーの方に行くということになっております。そのメーカーのところに行って、今後それぞれ行った部分を、先ほど言った3品でございますけれども、それぞれを処理するというところの流れとしてなっているということでございます。

北野委員

例えば小さな業者がそういうソフトを入れて、入力して、促進センターの方に送るわけでしょう。そういう作業をしなかったらどういうことになるのか。

(環境)管理課長

もし、作業をしないと、ある工程の中でもってぶつんというふうに進捗センターの方では切れてしまうと、情報が来ないという状態になるものですから、そうなったときには、その一つ前の工程のところの業者に対して、どうなっているのかという確認通知書を促進センターの方で渡すことになっております。なおかつ、それでも音さたがないということになりますと、私どもの方に許可している範囲の部分、登録している範囲の部分については、私どもの方にこういうふうな情報が来ないのだけれども、どうなっているのだということでもって、私どもに促進センターから連絡が来ると。私どもで各業者の方にどうなっているのかということを知照しているという流れになってございます。

北野委員

だから、忘れて10日たっても1か月たっても行かないという場合は、業者に連絡はあるけれども、当該の小樽市

の方に連絡があって督促してくれと、そういうことになるわけですね。だから、システムとしては小樽市ではそういう登録を怠った業者の件数はわかるかもしれないけれども、小樽市で廃車が年間何台あってどういうふうになっているかという全ぼうは、このシステムではわからないですね。

(環境)管理課長

その部分につきましては、データ等は私どもにはありませんので、わかりません。ただ、促進センターの方に情報として小樽市分をくださいといった場合には、くれるかどうかの確認は申しわけないのですけれども、していないのでわからないのですけれども、そういうことも考えられるのではないかなという気がしないでもないと思っています。

北野委員

小樽市でこういう環境の問題でどういうふうの実態がなっているかと。廃車は年間どれくらい出ているかということなどを押さえることも、これは重要な基礎データになると思うので、これは関係機関とも相談して協力をいただいて、全ぼうがわかるようにしていただきたいと。

これにかかわって最後の問題ですけれども、フロン類とエアバックはわかりました。それで、シュレッダーダストと言われる残りを破碎して粉々にするわけでしょう。しかし、その中から鉄とかアルミは回収するわけですね。残ったものをどうするのですか。回収した破碎過程で鉄とアルミを回収するわけですから、言ってみれば、自動車のほとんどが資源化の方に回るわけですけれども、残ったその他のダストは、粉碎残さは、これはどうするのですか。

(環境)管理課長

私どもも実際最終的なシュレッダーダストがどういう形でもって処分されるかというのは、私どもの範ちゅうを超えた部分なものですから、はっきりしないですけれども、ただ確認しますと焼却処分等燃やしているという状態になっていると思われれます。

北野委員

結局、この問題で鉄とかアルミを回収してほんのわずかな残り、残さを焼却してしまうということになっているわけですけれども、そこも一つ問題だと思うのです。それで、2000年に成立した循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位というのが定められて、環境部はもう何遍も議会で聞かれて答弁されているからおわかりかと思うのですが、どういう順序になっていますか。焼却が一番最後だというふうに理解しているのですけれども、どなたでもいいです。

(環境)廃棄物対策課長

循環型社会の優先順位の関係でございますけれども、1番目にはリデュースということで、ごみの発生を抑制します。そしてその後、再利用、再使用することが2番目ということになっております。そして最後にリサイクル。同じリサイクルでも、またいろいろ方法があります。1番目はマテリアルといいまして、材料でリサイクル。またその次が一番最後にはサーマルという形の焼却という処分が順位となっております。

北野委員

だから、焼却処分というのが一番最後でしょう。だから、粉碎した残さを、資源を回収したものをすぐ焼却するということは、今おっしゃった循環型社会形成推進基本法の今説明のあった順位に反することになるというふうに思うのです。ですから、こういう点でここでも焼却中心になっているわけで、ここがひとつ問題だし、それからもう一つは、先ほど言った回収の費用はメーカーが持たないで新車購入時あるいは中古の場合は車検時に利用者全部負担させている問題と、こういう問題点を含んだ、それを前提にした条例の改正ということになっているということだと思うのです。

それは、あなた方の責任ではありませんけれども、しかし今度の法改正はそういうふうになっているということ

だと思うのです。だから、議案第 7 号ではそういう点が問題点になっているのですが、それで、それぞれのメーカーで手数料が条例で定めることになっておりまして、理事者側から提案された議案説明書、これでいけば、16ページの裏面に別表第 2 で下段の方に自動車リサイクル法にかかわって、それぞれ手数料の額が示されているわけです。それで、この申請とか更新の業者の手数料は、ここに書かれているのですけれども、一般市民、自動車を利用して人が廃車するときに、それぞれ引取り料、これは既に先払いしているわけだから、あれなのですから、言ってみれば、具体的にフロンを抜き取る業者、それからエアバックを抜き取る業者、こういう業者は車種によって違うと思うのですが、ディーラーの自動車名を挙げてエアバックとか、あるいはフロンを回収したらその業者に幾らお金が入るか、承知していますか。

(環境)管理課長

例えば、ホンダのアコードという車種の車ですけれども、リサイクル料金でございますけれども、フロン類であれば 2,030 円、エアバックであれば 2,280 円から 2,650 円の間、そしてシュレッダーダストの処理料であれば 7,740 円から 8,360 円という形で、合計のリサイクル料金といたしましては、1 万 2,050 円から 1 万 3,040 円程度であろうと。これはホンダでございます、そのほかに例えば日産であれば、車種としてはサニーでございますけれども、順番は申しわけございませんけれども、シュレッダーダストが 6,100 円程度、エアバック類につきましては 1,200 円から 2,820 円、フロン類であれば 2,120 円、そのほかに先ほどのホンダもそうなのですから、情報管理料とシステム管理料が 130 円なり 360 円が取られるのですけれども、それらを含めてサニーであれば合計で 9,930 円から 1 万 1,550 円程度、そしてトヨタ。

北野委員

いや、その程度でいいです。

結局、なぜ答えていただいたかということ、要するに車を利用している我々が、リサイクル料金を一体合計で幾ら新車購入時や、あるいは中古の車検時に新たな負担となるかといえ、アコードの場合は 1 万 2,050 円から 1 万 3,040 円の間で利用者は負担するということになるわけです。こういうことを前提にしている今度の条例の全部改正ですよ、議案第 7 号ですよということになるわけですよ。それで、そういう理解で間違いありません。車種によってリサイクル料金はメーカーその他によって異なるというのはわかりましたから、そういうことでいいですね。

(環境)管理課長

リサイクル料金といたしましては、私が先ほど言った金額で間違いありませんということ。当然車種によって違いますし、エアバック類によってもそれぞれが違ってきます。

今回の条例改正は、自動車リサイクル法の関係での流れなのですけれども、自動車リサイクル法上で届けを出すときに、廃業届出を出していただくのですけれども、もしやめるときに、そういう届けを出していただくのですけれども、その届出を出すときに、今まで様式がなかったのですけれども、これを定めた方がいいのではないかと。この中에서도、任意で出すことは出せるのですけれども、そういう部分を盛るために、今回の一連の条例改正をさせていただいたということでございます、そのリサイクル法上のリサイクル料金との金額の中でもできる話ではございません。

北野委員

いやいや、そんなことは全然ない。だから、それは条例で取り立てるなんていうことになっていないですよ。そんなことはさっき説明したからいいのですよ。それを前提にしているでしょうという話だから、そうだ、それでいいでしょう。

環境部次長

だから、先ほど北野委員が条例案の別表第 2 の話をされましたけれども、ここにあるのは、業者の許可の手数料で。

北野委員

だからそれは言ったでしょう。

環境部次長

これは今までと全く変わっていません。場所を変えただけです。

北野委員

だから、それは申請とか更新するときの業者の手数料だから、そうやって言ったでしょう。だから、それはそういうことでしょう。条例でうたっている別表の手数料というのは、扱う業者が免許を取りたいとか、あるいは引き続きやりたいということで、5年以降さらに更新するとき、あるいはやめるというとき、こういうときの手数料を定めている、ここでは、そういうことでしょう。

環境部次長

やめるときの手数料というのはありませんので。引取り業とフロン回収業、これは登録、それからあと二つ、破砕業と解体業、これが許可になっています。それぞれの手数料ということで、これは今まで手数料条例に載っていたものなのですが、廃掃法の関係の条例に、今までは自動車リサイクル法を規定していなかったものですが、それで手数料条例に載せていたと。今回、今、管理課長が話したように、今まで様式を特に定めなくて、法令の事項が記載されていれば受け付けるという形をしておりましたけれども、これをきちんと様式を決めた方がいいだろうということで、この条例に載った。それに伴って、手数料条例からこちらに移しただけで、金額事項は変わりございません。

北野委員

だから、業者は変わらない。だから、私が前提にしているでしょうと言ったのは、新車、これから車を買うとき、あるいは中古の使っている車を車検にこれから出すときに、アコードであれば先ほど紹介した金額が新たに負担になると。そういうことを前提にしているものでしょうと言うから、そうですと言えば、それでいいでしょう。別に難しい話ではないのです。ここで論争するような話でないですから、そういう理解で間違いはないでしょうということだから、そうですと答えればそれでいいですね。だから、そういうことで、この自動車リサイクル法については、メーカーが本来負担すべき回収費用を先ほどから言っているとおり、利用者に負担させているという点で、本末転倒した負担のさせ方だということだけは指摘をして、次の方に進みます。

ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスなのですが、福祉部に聞きますが、ふれあいパスを有料化にして、平成16年度及び17年度ですね、それぞれ市長から見れば財政効果額は幾らになりますか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

有料化導入前の平成15年度の扶助費の決算額と比較いたしまして、平成16年度の決算額でいきますと、5,100万円、細かく言いますと、5,125万6,000円です。それから、平成17年度でいきますと、直近ということでございますけれども。

北野委員

まだ直近でないのでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

あくまでも17年度の予算でいきますと、扶助費比較でございますけれども、5,153万6,000円というような状況になっております。

北野委員

これは小樽市の持ち出しがそれだけ少なくなったということなのですが、利用者、ふれあいパスを利用する人は一体この有料化100円を負担することによって、平成16年度、17年度の直近まで、わかっている範囲でいいで

すから、幾ら負担したことになりますか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

バス事業者の利用状況からのあくまでも年間推計利用回数で計算いたしますと、平成16年度では約320万回くらいという計算になりますので、それに利用者負担100円を掛けますと、3億2,000万円、それから17年度は4月から10月までの推計利用回数でいきますと、約150万回程度になりますので、それに利用者負担100円を掛けますと1億5,000万円という状況になっております。

北野委員

それで、高齢・福祉医療課長に伺いますが、100円玉を入れていたのが平成16年度、昨年度ですね。今年4月から回数券方式に変わったのです。今お答えがありました4月から10月までで150万回ということなのですけども、16年度の同時期と比べれば、ふれあいパスの利用回数はどういうふうに押さえていますか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

アバウトですけども、約2割から3割ぐらいと。

北野委員

落ちているのでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

はい、平成17年度が。

北野委員

落ちているということですね。

それで、回数券方式にしてメリットは何だというふうに押さえていますか。市側のメリット、それから中央バス側のメリットは何ですか。ふれあいパスを利用するときに100円玉を入れるのと、回数券方式にしてちぎって入れるのとは、利用者が不便だというのはわかりますよ。中央バスと小樽市はどのようなよい点があるのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

これはあくまでもメリットと申しますが、そもそもがバス事業者の方から利用実績に応じた負担割合をしてくれと。利用者が5割、バス事業者が2割、市が3割というような負担割合を明確にして負担を求められておりますので、そうすると従来のワンコインという形でいきますと、今のバス事業者のシステムからいうとカウントできるシステムになっていませんので、そういったことから回数券方式を導入したということでございます。

北野委員

一般の69歳までの方の回数券を利用することありますよね。別な回数券ですよ。ふれあいパスの回数券は別立てですから。それで、今、課長がおっしゃったのだけれども、実際にふれあいパスの回数券を中央バスではどうしていますか。年間、例えば中央バスの調査では4月から10月までで150万回も利用されているそうですけれども、回数券を勘定しているの。一般の回数券とは別にふれあいパスの回数券をコインと一緒に入れるわけでしょう。中央バスではこれを仕分けしてカウントしているの。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今、大体月に3日間、日曜日と月曜、火曜日で一応利用状況を出すために、中央バスでは回数券をカウントはしております。

北野委員

それでしたら、1枚1枚勘定して先ほど課長が言った負担割合、利用者が5割、中央バスが2割、市が3割、この割合、言ってみれば、市に今負担しているお金が適切かどうか、これを中央バスとしては疑問だから、もっと多く欲しいから、ふれあいパスでもってカウントをしているのだと、こういうことなのでしょう。さっきの答弁だとそれしか考えられないでしょう。だから、そうなると、利用者の利便よりも会社がいかに小樽市に正確に負担をし

ていただくかというために、利用者に不便をおかけしているということだけではないですか。それが回数券方式に変わった最大の理由でしょう。いかがですか。

福祉部長

この関係でございますけれども、あくまでも私どもも100円入れば一番楽ということもあるでしょうし、そういう部分もあるわけでございますけれども、ただあくまでもバス事業者として、負担割合を私どもとして2割が限度であります。これ以上負担はできませんということの中で、はっきり負担割合を決めてくれということの中で、販売実績に基づく負担割合で、通常回数券というのは前払の形になってございますので、そういう部分で販売実績に応じた形で負担割合を決めていると。ただ、先ほど高齢・福祉医療課長が申しあげました月2日ないし3日というのは、実際に乗車実績、いわゆる私どもも乗車実績でできないかということいろいろ話しました。その中で、乗車実績であれば、私どもも協力はもう難しいということの中で、2日ないし3日、実績を把握する上で参考に今やっていただきました。従来、カウンターで数えていたのですが、それを今実際に券を使っていますから、券でもってとりあえず参考実績というものをやっていますが、実際の負担割合はあくまでも販売実績に基づいて出している。それが中央バス側としてはもう譲れぬ線だと、こういう話で今年度実施したわけでございます。

北野委員

この問題、結局本質はそこですから、小樽市と中央バスの負担割合をどうするかは、小樽市と中央バスの交渉にゆだねられるのだということはわかります。しかし、そのことで実態がどうかということをつかめば、それでいいわけであって、1年、回数券方式でやれば、大体お年寄り負担は100円なのだから、100円かかるからもうこういときはバスには乗らないとか、病院に行くとか、買物とか、最小限のことに絞って、今度の回数券方式である程度わかったわけですから、100円に戻して、そしてあと小樽市と中央バスの負担のお金をどうするか、その話は残るといのはわかりますけれども、中央バスも小樽市ももう実態をどう押さえるかということではなかったのではないかと思います。だから、もとに戻して構わないのではないかというふうに私は思うのですけれども、いかがですか。

福祉部長

負担割合の部分では、それは決めればいわけでございますけれども、実際の利用状況につきましては、変更、結構数値が動くという、実際に毎年状況を見ますと変動が大きいわけですから、やはり中央バス側としてもきちんと販売実績というものを把握したいと、こういうことのお話でございますので、そこら辺はこれから私どもいろいろの意味で中央バスとも交渉はしていかないとなりませんけれども、そのところは御理解いただきたいと思えます。

北野委員

この問題の最後ですけれども、やはり今部長もお答えになったように、利用状況が変化するというけれども、それは利用者の側が100円負担という点では変わらないのです。そうすると、こういう生活苦の中ですから、利用する場合も100円かかるから最小限のときしか利用しないということで、大体1年でそのことはある程度見えてくるのです。負担割合が変更になれば利用状況が変わるということは私もわかります。しかし、負担は5割、100円だということは変わらないわけですから、それによって利用状況が変化するとは私は思わない。基本的には同じだと思うのです。だから、固定されたものだと理解して一向に構わないと思うのです。その点を中央バスの方にもお話しされて、小樽市と中央バスの負担をどうするかということにはなると思うのですけれども、利用者との関係では、そこさえわかれば最大限いい方法をとりあえず相談するということは必要でないかと思うので、そういう意見だけ申し上げておきたいと思えます。

診療報酬の引下げによる影響について

それから、最後ですが、新聞報道によりますと、新年度から診療報酬を3.16パーセント引き下げると。中身もい

ろいろいろありますけれども、これから決めようということなのですが、このことによる小樽市の医療機関への影響はどうか。これは保健所でしょうか。

(市民) 保険年金課長

今、委員がおっしゃいましたように、今日の新聞の中で医療報酬、薬価も含めまして3.16パーセント、来年の4月から下がるというようなことで出ております。そういうふうな形で、今日数字が出ましたもので、結果的に医療は個々の部分で見ますと、診療報酬の部分では何が何点、何が何点かと、新聞報道では4,000ほどあるというような形なもので、なかなかそこを1個ずつという形は難しいと思いますけれども、個々の部分をつかまえますと、当然、医療、入院、入院外、薬価という形の方が下がりますもので、給付費の部分につきましては、新年度予算に向けてまして検討していこうと、そのような形で考えてございます。

北野委員

市立小樽病院の方、二病を含めて、3.16パーセントの引下げで影響は、何か試算されたということはございますか。

(樽病) 事務局長

私どもも今朝新聞で見て、承知している範囲、それ以上今のところ情報としてありません。診療報酬自体これから中身のそれぞれ個々に点数が決められていきますので、試算するにも情報が少なすぎますので、もう少し情報収集した中で試算していきたいと思います。

北野委員

二病もないですね。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

質疑を自民党に移します。

吹田委員

冬期間のごみの収集困難地区について

まず、ごみの問題でございますけれども、ごみの収集の関係、冬期の収集困難地区の関係につきまして、現在どのような現状でやられているのかということで質問したいと思います。

(環境) 五十嵐副参事

ごみの収集の方で資源物も紙も同じなのですが、今、冬、当然雪が降りましたら、夏は車が行くのですが、冬になると道路が細いとか、傾斜が滑るとか、いろいろな意味で通常であると車で行けないところ、大体83か所ございます。それで、去年までも人力で引っ張り出したり、小型の四輪駆動といった部分で15か所やっています、今年の4月から有料化に伴いまして、38か所プラスしまして、53か所を小型の四駆とか人力で、83か所の部分で53か所分、何とか12月1日から来年の3月31日まで、解消といいますか、対応を強化しております。

吹田委員

その収集困難地区については、例えば道路の関係では除雪とどのような連携をされているのかなと思うのですが、それは除雪には関係なくこちらでいけるということなのですか。

(環境) 五十嵐副参事

除雪、今のレベルといいますか、除雪は除雪のレベルで除雪体制を組んでいます。そういう中で、うちの方で車とか人力によってやるというか、そういう形でもって冬期対策の対応強化をしています。

吹田委員

この困難地区については、除雪の 2 種の場所にあるのでしょうか。1 種、2 種、3 種路線とございますよね。まず、これは機能的にはこの箇所は 2 種路線の箇所ですが、それとも 3 種も入っているのですか。

(環境)五十嵐副参事

除雪の 1 種、2 種、3 種、それは関係なく、考慮に入れないで、我々が通常冬場に傾斜、例えば急な坂とか、それから緩い坂でも車が行ったら滑りそうな場所とか、それから除雪の状態とか、ですから 1 種、2 種、3 種に関係なく、環境部独自の判断で過去に今まで冬場危険な場所とか、入れない場所とか、そういうところを確認しまして、設定したところでございます。

吹田委員

それで、箇所数的にはこれで大体基本的には完全にそういう困難地区として、今後この地区が増えるということにならないと考えてよろしいですか。

(環境)五十嵐副参事

現在 83 か所が夏に行っていたのだけれども行けない場所ということで、そういうことで今 83 か所のうち 53 か所やったと言いましたけれども、まだ 30 か所ほど残っています。その 30 か所残っている。だから、83 か所は増えません。

吹田委員

これにつきましては、これから本州では 30 何年ぶりの雪だということですし、北海道もそれに漏れないのかもしれないので、この辺につきましては、よりきめ細かな収集サービスを行っていただきたいと思います。

ごみステーションのカラス対策について

続きまして、ごみの問題につきましては、ごみステーションのカラス対策ということで、いろいろと入れるごみ袋等について、今年からやってきたのですけれども、カラスにつきましては、現在このカラス対策という問題が出たときから比べて、そういうものにつきましては、カラスの数が減ったとか何かという部分では、その辺の把握はどうでしょうか。

(環境)五十嵐副参事

カラスの減った増えたはちょっと確認がとれないのですけれども、ただ冬場になりますと、当然えさが不足しますので、出し方ですね。例えばきちんとしたごみステーションとか、それから網でもきちんとかけてあるところは、当然カラスも突っつけませんから来れないのですけれども、ぼんと置かれる場所とか、それから網のかけ方が悪いというところには、総数は別としてそこに集まってくる傾向にあることは確かでございます。

吹田委員

その各地域でカラスの対策ということはいろいろとされているのですけれども、一般的に見ますと、収集場所に朝早くからカラスが相当数待機してしまっていて、待ち構えるような現状でございますので、その辺についてやはりあそこにごみのステーションがなければカラスがいけないという状況なのですけれども、この辺につきましては、今後そういう面では次年度の予算も含めて、このカラス対策というのを根本的に何か変える方法は今後考えられないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

(環境)五十嵐副参事

カラスも頭がいいのですよね。学習能力がカラスはばかにできないのですけれども、いわゆるカラスも先ほど言いましたとおり、いくら行ってもとれないとなれば来ないのです。ということは、どういうことかといえますと、きちんとした管理の行き届いたボックスで網がかぶって突っついてくちばしが届かないとか、それから網にしても、たださらっとかけるのではなくて、網の種類によってごみの袋と網の間が少し余裕があるとか、そういうところには集まっても突っついてとれないので、そういうときは散乱しません。それで、我々も指導員なり収集業務の担当者に、このあたり気がついたら指導員の方から、周辺の地区の出し方をぼんと出す人も結構いるのですよ。

いくら立派な網があっても、その網の外に置いていく人もいますので、いろいろな意味でそういう指導は今後とも地道にやっていきたい。ですから、食べられない状況にするとカラスは来ないというふうに考えております。

吹田委員

そうしますと、このカラス対策については、現在のそういう美化関係の委員とか、各地域の一般の捨てる方に対してのそういった指導的な部分でやるしか、今のところは方法がないという形で見ているということによろしいですか。

(環境) 間瀬主幹

ごみ有料化の際に、市民サービスの向上の一環といたしまして、今、御質問がありましたステーションにおける管理がよくなりますように、私もいろいろな助成を考えた次第でございます。この中に、ごみネット購入費の助成というものも行われておりますし、それから段ボール生ごみたい肥化器材の無料提供、こういう中で一つにはカラス対策といたしまして、生ごみを減らすなり、また先ほど言いましたごみネットをかけるなり、非常に市民が手がけやすいような、そういう方策をとってまいりました。そのほかにも、今まだモニター段階でございますけれども、生ごみを減らすためには、電動生ごみ処理機の今後こういう助成に向けたモニターも実施してございますし、そういう面では、来年度さらに生ごみを減らしたり、またステーションにおける適正な管理ができますように、この段ボール生ごみたい肥化器材の無料提供ですとか、ネット購入費助成の継続、それらの継続なり、また新たな電動生ごみ処理モニターの結果次第では、それらに向けた助成などということで、これらもカラス対策につながる一環ということで、今後も続けてまいりたいと思います。

吹田委員

カラスについてもあれなのですけれども、カラスの一応駆除の関係で、ちょっと質問事項はその辺言っていなかったのですけれども、毎年それで駆除したのものについて助成して進めているということなのですけれども、このあたりは1年間にどの程度の鳥の駆除のあれを出した人がいるか、これはいかがでしょうか。

(環境) 藤田主幹

カラスの駆除はいわゆる有害鳥ということで駆除を行ってございます。これにつきましては、社団法人北海道猟友会小樽支部に依頼をいたしまして駆除を行ってございます。平成16年度につきましては226羽をとってございます。

吹田委員

これも駆除数としては増えてきたのでしょうか。それとも減ってきたのでしょうか。そういうここ5年ぐらいの流れでいくと、数は減らないでしょうけれども、これは駆除を積極的にやっているから増えていますよとかとなるのか。

(環境) 藤田主幹

5年間の資料を持ってございませぬけれども、この3年間、平成14年度から16年度の3年間でございます。まず、14年度では851羽、これは銃器を使った数でございますけれども、851羽をとってございます。15年度につきましては403羽ということで約半減してございます。さらに、16年度は226羽ということで、さらにまた半減していると。大分減ってきているという状況でございます。ただし、これは桃内地区の話でございますので、全市的な話ではございませんので、そのところは御理解いただきたいと思っております。

吹田委員

どちらにしても、カラスですから、私たちの方がカラスの数が減っていないような、今、自分の住んでいるところもカラスが何か全然減らない。いつも朝に来て、あそこにじっといると。非常にカラスが私たちにあまりいい感じを与えないので、ちょっと心配しております。毎日子供たちもその横を歩いていっていますので、小さな子供たちが。私も大変その部分で心配はしているのですけれども、ぜひこの部分を今後もいろいろと検討していただき

まして、数を減らしていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

指定管理者制度について

それで、続きまして指定管理者制度の関係で、今までも恐らくいろいろな名前が変わっただけなものですから、指定管理者制度の中では施設自体は市の持物、市の維持・管理になりますけれども、この指定管理者制度になります、建物自体の維持・管理に、市の範囲と、それから指定管理者が自分でいじれるような面の範囲というのは、どのような形で進められていくのかと思ひまして。

まずこの中では、一応基本的には各部署で若干ありますので、指定管理者の上の方からどんな感じなのか聞きたいと思ひます。

委員長

議案第 9 号から順番にそれぞれの担当の方から答弁してください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

基本的には維持・管理という部分につきましては、一応市が負担しなければならないという考え方がございますので、福寿荘については維持・管理含めて市が負担して委託料を払っていくという考え方でございます。

委員長

議案第 10 号及び第 11 号について。

(福祉) 子育て支援課長

塩谷児童センターといなきた児童館の維持・管理でございますけれども、基本的には施設の管理は指定管理者に願ひすることになりまして、市の持分という部分では施設の全般的な管理というふうになるかと思ひます。なお、修繕費との関係については、大規模修繕は市、それから小規模修繕については指定管理者というような分け方になるかと思ひます。

委員長

議案第 18 号。

(市民) 銭函サービスセンター所長

指定管理者に願ひする部分は、修繕の小さなもの、あとは大改修というか、改修的なものを小樽市の方でやるということ、要項の方に記載しております。

委員長

続いて、議案第 19 号。

(市民) 総合サービスセンター所長

総合サービスセンターの場合は、指定管理はいなきたコミュニティセンターということでございますけれども、施設の維持・管理につきましては、基本的には指定管理者ということになっていくかと思ひます。また、施設の補修につきましては、これは修繕的なもの、小さいものにつきましては指定管理者、それから大規模改修ということになれば市がというふうに考えてございます。

委員長

続いて、議案第 20 号及び第 21 号について。

(福祉) 地域福祉課長

私どもの方も土地・建物の設備、備品の維持・管理につきましては、指定管理者の方で願ひすると、修繕等につきまして、大きなものにつきましては、こちらの方でやはり考えなければならない。

委員長

続いて、議案第 22 号。

(保健所)保健総務課長

夜間急病センターの通常の施設、設備等の維持・管理につきましては、小規模な改修も含めまして、指定管理者の方にお願いますという形になってございますけれども、大規模な改修につきましては、市が持つという形になるかと思えます。

吹田委員

それで、皆さんの方から大規模という言い方をするのですけれども、大規模というのはどのぐらいで大規模と言うのでしょうか。施設によるけれども、議案第22号の関係で夜間急病センターの方ではどのようなものを大規模とおっしゃるのですか。

(保健所)保健総務課長

具体的な線引きはございませんけれども、基本的に建物等のく体に影響を及ぼすような改修とか、それから高額な医療機械とか、そういったものを入れる場合には、大規模改修なり、大規模設備の購入ということで、市が受け持つという形になるかと思えます。

吹田委員

この辺、通常、国とかが示す場合は、大規模改修は金額を明示して幾らからとかいう表示の仕方をするのです。小樽市の場合、こういう各部門で、恐らく財政の方で何をやるかといいますと、当然動くと思えますけれども、この辺については金額的なある程度の押さえというものはあるのでしょうか。

福祉部長

この関係でございますけれども、基本的には市と管理者双方で協議をして、最終的に決めていくというのが原則でございます。ただ、予算の組み方として、修繕費については過去3年ぐらいの平均値、施設によってもまちまちなものですから、それで大体3年の平均をして、その中で一定程度金額を決めていると。ですから、施設ごとに金額はとりあえず今年出している部分については、違ってはいますが、あくまでも大体過去3年度で平均でとりあえず出すということでございまして、それ以上はみ出たり、大きな金額になってくれば、双方協議をしてどういうふうにするかということになるかと思えます。

吹田委員

指定管理者の中で一応議案第9号の福寿荘につきましては、社会福祉法人のところで行いますとなっているのですけれども、この福寿荘については現在社会福祉施設の中ではどのような位置づけのところなのですか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

福寿荘につきましては、軽費老人ホームということで、その中にA型、B型、ケアハウスという3種類がございます。その中のB型といいまして、これについては一応基本的には自炊型という施設になってございます。

吹田委員

ここは第1種の福祉施設になるのですか。第2種になるのでしょうか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

社会福祉法上第1種になります。

吹田委員

B型につきましては、国の方ではそういう施設は大分年数がたっているのですけれども、今後こういうものは万が一建替え等がある場合は、こういう施設がまたつくられることはあるのでしょうか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

今のところ国の考え方では、基本的にB型というのは今後なくなっていくのだろうということで、もし建替えとかという場合については、ケアハウス、そちらの方に移行するという考え方が出されている状況でございます。ただ、今のところまだ明確な部分は出てございませんけれども、一応基本的にはB型は増えるという状況にはござい

ません。

吹田委員

今回、保育所では中央保育所に一応施設等も含めて完全民営化となっていますけれども、このものにつきましても、場合によっては、そういう形のこともあっていいのかなという感じがするのですけれども、福寿荘につきましても、今後も契約上は5年間ということですが、そういう福祉法人に対して施設もそちらの方に持っていたら、運営していただくというような考え方は今後考えられないかどうか、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今のところ、どちらにしても建物がやや老朽化してきておりますので、現状ではなかなか法人にいわゆる無償譲渡してということはちょっと難しいかとは思いますが、今後どういう形で福寿荘を考えていくかということについては、いろいろな観点から検討していかねばならないと考えております。

吹田委員

もうちょっと私の方もその前に本当は聞きたかったのですが、福寿荘の建物自体は、一応このままで現状でいこうと思ったら、どの程度あと使う期間があるのか。この辺はどの程度とっていいでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

例えば補助金の適正化的な観点からいいますと、60年とか65年とかということは言われていますけれども、ただいろいろな部分で大修繕とかを考えると、そこまでというのはちょっと厳しいかなという状況でございます。

吹田委員

あの建物は年数的に考えまして、実際はいつあの形で作られたものなののでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

昭和50年です。

吹田委員

そうしますと、ちょうど30年ほど経過したと。ですから、それで、国の考え方の補助金の関係では、まだ半分しかたっていないと、そういう意味では、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

単純計算でいくと、そのとおりでございます。

吹田委員

大規模改修というのは、こういった形のものが大規模改修かというのはあれなのですが、こういうものにつきましても、今後は私は国の制度を利用しながら、各自治体がこういう形のをやっていこうと思えば、ある部分はこちらで持ちっぱなしでやっていくのは、全部地方自治体に負担がかかりますので、この辺のすみ分け的な部分は十分配慮しながら、今後は指定管理者等を決めていただきたいと思いますと考えてございます。

精神障害者の自立支援法関係について

それで、続きまして、一応障害者の自立支援法の関係が今回出ておりますけれども、これにかかわって精神障害者の関係の方々には、負担する金額について、今どのような形の金額を負担するのか、それについて質問したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(保健所) 保健総務課長

精神障害者の治療費の負担でございますけれども、現在の制度でございますと、精神病の通院を対象といたしまして、本人負担が通常医療の場合は保険の自己負担というのは3割でございますけれども、今、精神障害者の通院につきましても、自己負担が5パーセントということで行われております。

吹田委員

といいますと、通院の方が5パーセントというのは、どういう法律の中で決められているものなのですか。また、

それは入院する方については、そういう負担金の軽減がないということなのですか。

(保健所)保健総務課長

精神障害者の通院の 5 パーセント負担にかかわっては、通常 3 割負担でございますけれども、5 パーセントを除いた 25 パーセントにつきましては、これは国・北海道 2 分の 1 ずつで負担をして 25 パーセント分を公費で負担をするという形になってございます。なお、入院につきましては、通常の医療と同じような形で 3 割負担でやられているというのが現状でございます。法律につきましては、ちょっと私もあれですけれども、精神障害者福祉法で対応されているのだというふうに思っております。

吹田委員

今回のこの改正の支援法の関係になりますと、そういう方々についてはどの程度の負担が増えるということになりますか。

(保健所)保健総務課長

基本的には、今度知的障害、それから身体障害とあわせてこの精神障害も一つの制度として身体障害者自立支援法という中で一括して取り扱うことになりますけれども、この場合、自己負担が基本的には 1 割という形になります。

吹田委員

その問題につきましては、全国いろいろ調べますと、こういう精神障害の方というのは社会復帰、社会に出られて、何かと大変難しいところなものですから、こういうものにつきまして、それなりの負担をしている自治体もあるし、またそれ以外の分もあると聞いていますけれども、この辺について他都市のそういうものの状況とか、情報的にあるとか。

(保健所)保健総務課長

そのことにつきましては、私の方も先ほどお話を聞きまして、インターネット等で調べてみたのですが、詳しいことは時間もありませんので、調べられなかったのですが、ちょっと調べた限りでは、京都市なんかでは現在の制度の中で 5 パーセント負担の部分を公費負担で賄って、実際の精神障害者の方々の通所の負担はゼロというところもあるというふうに理解してございます。

吹田委員

これから、こういう負担の関係がおおむねそこを利用される方々がどんどん増えてくる感じがございまして、その辺のところについて、今後の皆さんの生活実態も含めながら、この辺のところの制度をどのように各自自治体が消化していくかという形になるような気がしまして、私としてはそういう部分も視野に入れながら、今後こういう法律のものを見ていかなければだめかなという感じがしてございまして、この辺のところ、経費やそのことを検討いただきながら進めていただきたいと思います。

保育時間について

大変多いのですが、ちょっと私の質問事項の中の文章に載っていないのですが、先ほど原課に若干話をしましたので、そのことについて聞きたいと思っておりますけれども、現在の 7 か所ある公立保育所の子供たちを受け入れる、また、帰す時間帯というのは、どういう形で対応するのかということを知りたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

公立保育所 7 か所ございまして、うち 2 か所は延長保育をしております。延長保育実施につきましては、7 時 45 分から 19 時まで、それ以外の 5 か所につきましては、7 時 45 分から 17 時 20 分までとなっております。

吹田委員

それぞれの施設につきましては、7 時 45 分から 17 時 20 分までの間で利用者の方が時間帯の中で利用していただきたいということで考えているのですが、こういう時間帯で通常の預かる形の時間、こういう中で特に保育園

を利用される方から、そういう時間帯をもう少し前に出してほしいとか、後ろに下げしてほしいとか、そういうような要望というのは来ているのでしょうか。

福祉部次長

今ほど子育て支援課長の方は17時20分というふうにお伝えしたのですが、通常は確かに閉所時間は17時20分なのですけれども、6時までお預かりをして、それまでは子供を預かっているというのが現実でございます。それと、どのくらいまで調査したことがあるかということなのですけれども、これはちょっと古いのですけれども、平成13年から延長保育をたしか始めたと思うのですが、そのときにアンケート調査をしまして、アンケートでどのくらいの時間を希望するかということで調査をしています。その中で、18時30分までを開所してほしいとか、19時までを開所してほしいということで、その二つの部分で50パーセント以上がそのくらいの時間までは預かってくれないだろうかという希望が、そのときの調査ではございました。

吹田委員

今、国は保育所のそれぞれの開所時間をトータルで11時間というものはっきりと明示しておりまして、その中で必要な時間を進めるといふ動きといふか、そういうものがございましてすけれども、そういう中では朝の時間帯も今7時45分からになっていますけれども、これらのところも利用される方が、例えば7時半とか、もう少し早くという感じのものがあるのかなと思っているのですけれども、この辺につきましては、現在、ここを利用されている方々にとって、そういう部分の要望等はあるのでしょうか。

福祉部次長

先ほど話をした延長保育の調査の中で、朝の時間に確かにいろいろな勤務形態があつて、そういう希望はあったのですが、現在7時45分からお預かりしているのですが、ただ実質はもう7時半には職員が来ておりまして、結構そのくらいの時間から預ける母親方もいるようですけれども、そのときの調査によりますと、7時45分ではなくて15分早めて、7時半から開所してくれというのは12パーセントほどございました。

吹田委員

公立保育所を利用される方々といふのは、簡単に言うと、600人弱いますと、そのうちの10何パーセントの方は60人くらいの方がそういう時間帯を希望されている。絶対ではないですが、それを考えますと、そういう面では今の保育所といふのは、こちら側でいつからいつまでやりますよといふ、それに合わせて利用者に来てもらっているというのがほとんどの施設の現実でございます。この中で利用できる方が利用してもらいたいといふような、逆に言えば、そんな論法が通ってしまう形なのです。だから、そういう部分では、より利用される方々の内なる、表に出すのはなかなか大変だといふ感じで、時間を要望されても何にしても、直接言うのは難しいといふ感じですよ。そういう面では、そういうところをきちんと酌み取っていただきながら、こういう福祉施設といふのはあくまでやらなければならないと思います。この辺につきまして、より柔軟な対応をしていただきたいと考えているのですけれども、その辺のところにつきまして、今後くれぐれも小さな子供が通っております公立保育所につきまして、その辺のところの今後のことにつきましては、いかがでしょうか。

福祉部次長

今ほど答えたアンケートなのですけれども、これについてはあくまで無記名で、公立ばかりでなく全市的な1,000人規模での調査をしたものでございます。あくまでだれと特定できるような調査ではございませんので、自由に答えてくれたものだというふうには思っています。ただ、延長保育なり、これまでも何か所かずっと拡大してきていますけれども、今後についてもどのような要望があるかということについては、私どももいろいろ調査をしていかなければならないというふうには思っています。

吹田委員

今、次長の方から話がありましたが、そういう延長的な部分ということで話もございましたけれども、現在、延

長保育は大分拡大していますけれども、今後もこの延長につきましては、施設の箇所数の拡大という部分については、検討されているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

次世代育成支援行動計画の中では、そういった部分の位置づけもございますので、できる限り状況を見ながら利用者のニーズに沿った形で体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

吹田委員

この延長保育につきましては、スタートしてから年数が少したちましたけれども、延長保育の利用者というのは、だんだん全体的には箇所数の平均でいいのですけれども、増えてきているのですか。開所当初から、始めたころから大して変わっていないのですか、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

やはり実態といたしましては、若干ですけれども、増える傾向にあります。

吹田委員

この延長につきましては、小樽市の場合は一応午後7時までとなっておりますけれども、札幌あたりは8時までやるところが増えてございまして、そういう面では、我々のこういう保育所については、何時までやりますよやって、それから利用していただくというような感じがあるものですから、その辺では今後そういう時間をもう少し拡大する形で必要なものがあるのではないかと感じます。この辺のところにつきましては、子育て支援課の方では、今後の展開としてはどのような需要も含めて考えていらっしゃいますか、いかがでしょうか。

福祉部次長

既に参加している中央保育所などでは、自分の保育所の特徴づけと申しますが、そういうことも意識して、現在、延長保育ということで市の方から補助を出しているのですけれども、これとは別に、時間的にはまだそういう時間までと申しますが、してもいいというような検討をしているというような話は聞いたことがございます。

吹田委員

どちらにしても、福祉サービスでございますので、その辺につきましては、必要なものを提供するというのを考えられた上で、その辺を含めて、よりよい方に検討いただければと思います。

一時保育について

それと、現在進めております一時保育につきましては、現状どのような形で動いていらっしゃるか。

(福祉)子育て支援課長

現在、一時保育は市内におきまして、民間保育所2か所で開催してございます。

吹田委員

一時保育につきましては、利用者というのは、どの程度と、想定した部分と実際の利用されている部分というのは、その辺の状況というのはどうでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

申しわけありませんが、資料を持ち合わせてございませんので、後ほど改めてお知らせしたいと思います。

吹田委員

保育にかかわっては、今後も国の方は今、一時保育、延長、その次に休日、また病後児保育というものにつきまして進めていただきたいということで、一応国は考えてございまして、このものにつきましても、ぜひ子育て支援課を中心にいろいろと検討いただきながら、子育てにかかわって支援体制が常にとられるような施策を進めていただきたいなと思いますので、その辺ぜひ今後の検討をその部分を含めてお願いしたいと思いますけれども、福祉部の方で、最後によりしくお願いしたいと思います。

福祉部長

保育の関係につきましては、委員がおっしゃるようないろいろな御要望は確かにあると思います。ただ、私どももそれらの要望を受けながら、支援行動計画の中に今、位置づけをしながら検討もございまして、拡大していく部分もあるかと思っております。これらも含めて、また十分ニーズ等を把握しながらやっていけるところから実現していかないとならない部分はあるかと思っておりますので、これからもそこら辺に配慮しながら拡充に努めていきたいというふうに考えております。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

まず、先ほど報告いただきました部分についてお尋ねします。

第二病院の火災について

まず、第二病院の火災についてですけれども、今回の火災の場合に誘導等順調にいったというふうに聞いておりますし、また何か10月に町会でそういう訓練といいますか、そういうことを行ったことが非常に有効だったというようなことを聞いているわけですが、今回は幸いにあの程度で済みましたが、実際にあれだけの規模で入院患者がいるわけですが、今後そういうような火災といいますか、そういう事態が起きた場合に、ああいう入院されている方の避難先につきましては、どんな形で想定して、また確保する見込みとか、その辺についてはどう考えていらっしゃいますか。

(二病) 事務局次長

所管であります長橋消防署の方とも先月訓練した際に相談しておりまして、ケース・バイ・ケースに完全によるのですけれども、近くではちょっとした暖をとるということになれば、この間、避難しましたデイケア棟というのがまずあります。それとその下に長和会館もありますし、治療が必要のないケースの場合であれば、長橋小学校とか近くの学校関係にもお世話になることもあろうかと思っておりますが、大半の場合、患者、うちの場合重篤な患者とかも多いですので、その症状によって小樽病院若しくはそのほかの医療機関に御協力をいただくというような形になります。ですから、かなりの患者を移送しなければならないようなケースの場合は、札幌の方の病院にもお願いするようなことも十分考えられると思います。

大橋委員

本当に重篤な患者が多いわけで、動かすのも大変だと思います。その中でいわゆる二病の特色の一つとして精神科のベッド数がかかなり多いのですけれども、そういう精神科の関係の方なんかの場合は、非常に隔離された状況とありますが、非常に長期にわたって入っていらっしゃる方もいたりして、そういう人を移動させたりというのはかなり難しい問題点とかもあるような気もするのですけれども、どうなのでしょう。

(二病) 事務局次長

やはりこれも患者のそれぞれのケースになりますので、場合によっては一時的に自宅の方で受け入れしていただくケースもあるでしょうし、それから市内を中心に精神神経科の方の入院施設のあるところにお世話になることもあろうと思っておりますので、その辺は連携してやっていくしかないかと思っております。

大橋委員

高齢者一般調査結果について

それで次、先ほど高齢者一般調査結果報告書を読んでもらいました。それで、これだけの数を調査したわけですが、これからの実際のための基礎資料ということで、まだ分析等はこれからだとは思っています。ですけれども、平素こういう部分にかかわっている方として、今回のこういう1回報告書が出てきた段階で、この中から小樽市の特

色とか、それからこういう部分に力点を置くようなという感じで読み取れるものとか、そういう感想的な部分はありましたでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

やはり先ほどの報告の中でも申し上げましたけれども、高齢者が多いというのは当たり前の話なのですが、その中でも単身高齢者も多いという中では、なかなかどういった形で単身高齢者をサポートしていくかというのは非常に大事なことだろうという感じがしておりますし、調査の中でもそういった部分がありますので、今後ともそういう特に夫婦の場合ですと、ある程度どちらかがサポートできる部分がありますけれども、単身高齢者についてはなかなかそういう部分がない。あるいは同居の方も近くにいらっしやればいいのですけれども、離れているという部分では単身高齢者を含めてそういったケアの方法というか、支援の方法というか、そういうものは必要なと考えてございます。

大橋委員

食品衛生協会の補助金について

保健所の方にお尋ねしますが、食品衛生協会に関連して、これは市の直接の関連のものではないわけですが、ただ保健所の中に事務所といいますか、受付所といいますか、そういう形で実際に事務員が滞在しておりますし、市民の業界の方から見ると、かなり保健所と関連が深い、又は保健所で実際に動いているというような印象もありますので、お尋ねするわけです。

それで、補助金が市から出ているわけですが、近年の補助金の額の推移について教えていただきたいと思えます。

(保健所) 生活衛生課長

今、お尋ねの件は食品衛生協会に関連だと思えます。補助金の関係なのですが、この5年間を見ますと、平成13年度が45万円、平成14年度が42万円、15年度が36万円、16年度が33万円、17年度が25万円になります。

大橋委員

補助金の額が年々減って、現在の小樽市では珍しいことではないのですが、5年間の間に4割も減ったということになるかと思えます。それで、ここの衛生協会の仕事の内容については、どのように把握されていますでしょうか。

(保健所) 生活衛生課長

食品衛生協会は食品の安全はみずから守るといふ、そのような基本理念に基づきまして、食品業者でつくっている社会法人の団体でございます。会費を徴収しまして、食中毒をはじめ、食品による事故を防ぐためにいろいろな事業を行っております。活動の概略としましては、施設間の事故が起きないように自主的な衛生管理のための各種情報の提供や講習会の開催、それからもう一つ、業界として食品衛生の向上を図るために、会員の中から要請された食品衛生指導員、こちらによる巡回等による活動がございます。

大橋委員

安全はみずから守るといふ業界の自主的な機関であるということではありますが、保健所の方としては、いわゆる保健所の業務の中で知らせたいことだとか、いろいろな部分でこの衛生協会の方に依頼している部分とありますが、そういう部分があって、保健所と業務の連関関係が非常に深いように思うのですが、その辺はどういうふうになるのでしょうか。

(保健所) 生活衛生課長

実際に食品衛生協会では、業界における食品衛生の確保ということになります。保健所としても地域での食品衛生の確保、これに努めております。リンクする部分が多いのですけれども、連携してやっていることといたしましては、食中毒警報、食中毒が起きやすいような状況になったときに警報を発令いたします。そういうふうな発令警

報の会員への伝達、またほかの各種情報を早急に伝達したいときに伝達をお願いしております。それから、食品衛生指導員との市内の食品営業施設への一斉巡回指導、こちらを行ってございます。それから、共催といたしまして、食中毒の予防フォーラムといったものも開催しております。

大橋委員

まさに保健所の業務そのものと一体化しているところがあると思うのですが、ただ近ごろ補助金も減ってきていると。それから、会員になる人も減ってきているということで、食品衛生協会の維持が困難になってきているという話があります。その維持が困難になっているというような部分について、協会関係者とか業界とかそういう方から何らかの相談といえますか、話といえますか、そういうようなことはありましたでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

確かに加入率といえますか、この3年、4年を見ますと、95パーセントぐらいだったのが88パーセントぐらいまで落ちているように聞いております。今は連携して活動していることは紹介いたしましたけれども、食品衛生協会によってメリットといえますか、そちらの方のPRをできるような形で協力もしていきたいなというふうに考えておまして、そこら辺のところではお話があったときに、私たちは情報提供やなんかができるように、そのような協力関係の下にやっていこうというようなことで話しております。

大橋委員

今、PRの協力とか、そういう方向性を考えているということでありまして、そういう方向性があればいいなというふうに思うのですが、今までの形ですと、これは業界なんかの伝聞といえますか、そういう世界では少ないけれども、一般の業者の方が保健所の方とかに何かの機会に衛生協会に入った方がいいのだろうか、そんなようなことを質問とかしたときに、保健所の方としては別にそれに対して特に指導する部分というのはないのですよと、あまり勤めていないというふうに、ちょっと保健所は冷たいのではないかというような言い方をする業者の人もいるのですが、その辺はいかがでございましょうか。

(保健所)生活衛生課長

これは入会は任意ですので、そちらの方については入らなければいけないとか、そういうようなことはございません。ただ、食品衛生協会の業務についてお尋ねがあった場合には、こういうようなことをやっているよということで話をしております。

大橋委員

食品衛生協会のことにつきましては、業界の方もだんだん苦しくなると、これは解散しなければならないということが出てきていますので、その辺保健所の業務と関連していますので、連絡を蜜にしてぜひやってほしいと思います。以上、要請して終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

先ほどの報告事項にかかわって 1 点だけ質問させていただきます。

高齢者一般調査結果報告書について

高齢者一般調査結果報告書の概要ということで説明がありました。先ほども質問がありましたけれども、この保健福祉計画をつくる前に毎回こういう調査をやっているのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

現計画の場合も平成14年に同様の高齢者一般調査を実施して、資料のためにやっております。

高橋委員

先ほどもちょっと出ていましたけれども、平成14年の調査と今回の調査で比較して大きな特徴というのはどういうことが挙げられるのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今回は特徴といいますか、平成14年のときは介護認定を受けていらないというか、そういう方だけを対象にしましたけれども、今回については一応そういった方たちも含めて、1,000人抽出しております。したがって、要介護認定を受けている方も含めて、いろいろな観点から支援すべきサービスというのを必要性を確認するために、一応そういった形で対象者を平成14年と若干違った形で調査してございます。

高橋委員

そうしたら、同じ調査でないのであまり比較、正確にはできないということですね。対象者がちょっと前回と違うということで。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

正確には全く自立と自立ではないのであれなのですけれども、ただ事業としては、簡単に言うと、生きがい対策ということを考えますと、当然、介護保険で要介護を受けている方も自立の方も、それは同じ形ですので、そういった形では全然比較できないというわけではないのですけれども、一応対象者は若干違っているということがあります。

高橋委員

おそらくそうだと思います。

それで、その保健福祉計画については、いつごろ完成する予定ですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今のところ今年度中ということですので、第1回定例会をめぐるといったら変ですけれども、そのころには報告できるかなという気はしております。

高橋委員

わかりました。

ふれあいパスについて

次に、陳情ですけれども、ふれあいパスの件で北野委員から質問がありました。私もちょっと整理したいということで、もう一度確認をしたいのですけれども、100円玉を利用できたときと回数券方式になった経過、なぜ回数券方式になったのか、もう一回説明いただけますか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

要は、ワンコインの時代は、利用実績としてなかなか把握できるシステムになっていない状況がありました。それで、いわゆるバス事業者としては利用実態に応じた市の負担をしていただきたいという要望がございましたので、そういったことからどうしても現金だとカウントするにも色分けできないという部分で回数券方式と。ただ、回数券方式につきましても、販売実績の中でそれに応じた市の負担というのですか、3割負担をするという形になった

ので、利用実態を把握するということが、当然それに応じた各負担割合に応じて、当然市の負担もしていただきたいということから回数券方式を導入したものでございます。

福祉部長

若干の補足をさせていただきますと、ワンコインの100円のときに、中央バスとの関係では1億5,000万円ということでやらせていただきました。これについてはいろいろ1億5,000万円にするしないうりやとりがあったわけですが、最終的に1億5,000万円をお願いしたいと、こういう要請でなりました。それでは、1億5,000万円という形でやったけれども、実際問題もっと札幌市の状況なんかを見ますと、バス事業者が基本的に2割だけの負担だと。したがって、それも上限がある中での2割だと。だから、最低限2割は実際の実績として負担していただきたいということなわけです。そのときに、それから考えるときに、1億5,000万円、2割負担ではもっともっと実際に利用しているはずだと。だから、当時のやりとりの中でプラス5,000万円ぐらい上積みしていただきたいというお話がございました。ですから、実際の利用状況がはっきりしない中で月2日ないし3日の推計をしますと、それからいくと2割は2億円ぐらいになっているので、2億円を負担していただきたいという。ただ、それはあくまでも推計なので、それでは実績負担割合で出していただかないと、なかなか現状として理解は得られない部分があるでしょうというようなこともございまして、それで利用実績といいますか、その場合に私どもとしては乗車実績でという考えがあったのですが、バス券からしますと、販売実績でお願いしたいというやりとりの中で販売実績で負担をするということで、最終的には利用状況を見てその1億5,000万円でおさまるのかおさまらないのか、そこら辺の最終的な判断は必要になってくるのかなと思いますけれども、今その様子を見ているという状況でございます。

高橋委員

わかりました。

総合サービスセンターの相談事業について

それでは、市民部に伺います。

市のホームページを見ますと、各種相談ということでいろいろな相談項目が載っております。一番最初に総合サービスセンターというのが出てまいりました。市でやっている無料相談ということになります。行政の仕事の中でこの相談事業というのは、非常に重要なものというふうに認識をしています。その上で聞きますけれども、総合サービスセンターで直近5年間で相談を受けた件数、この5年間の推移をお願いします。

(市民)総合サービスセンター所長

ホームページにまず最初に総合サービスセンターの相談の項目が載っておりますけれども、法律相談、身の上相談、交通事故相談、くらしの行政相談、人権相談という形で、特別相談という形で載せております。過去5年間の相談件数でございますけれども、すべて含めまして4,063件という件数でございます。ただ、私どもの方にはくらしの行政相談と人権相談というのは、これはくらしの行政相談は北海道管区行政評価局が所管しておりますし、人権相談は札幌法務局が所管をしております。その部分についてのいわゆる相談件数というものの報告は、特段私どもにいただいておりますので、それを抜いたという形の件数でございます。

年度ごとに報告させていただきます。平成12年度が法律相談が711件、身の上相談が61件、交通事故相談が61件、平成13年度は法律相談が702件、身の上相談が80件、交通事故相談が66件、平成14年度は法律相談が687件、身の上相談が68件、交通事故相談が49件、平成15年度が法律相談が710件、身の上相談が39件、交通事故相談が47件、平成16年度が法律相談が689件、身の上相談が40件、交通事故相談が53件という形になっております。

高橋委員

法律相談について

法律相談でいきますと、大体700件前後ということになりますね。これはここにも書いてますけれども、曜日が指

定されていて、時間も指定されているということで、その枠内ということだから、この推移ということで考えてよろしいですか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

委員の御質問のとおり、毎週月曜日と木曜日ということで、1週間前から予約をとります。この予約制が1日8名ということでございますので、件数的にはそれほど大きな差異がないという形になってございます。

高橋委員

総合サービスセンターの主な相談内容というのは法律相談だと思うのですが、市民の要望として、枠を広げてほしいという、そういう要望も一部聞こえるのですが、そういうふうな要望は総合サービスセンターの方には上がっていますか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

現状の中では、私どもが行っているこの週2回、午後1時から5時までというこの枠をさらに広げてほしいという声はございませんけれども、ただ、札幌弁護士会で新たに小樽法律相談センターというものを立ち上げてございますし、また司法書士会でも週2回法律相談を現在市内で行っております。そういった関係で、市民のいわゆる法律関係の相談窓口というのは結構確保されているなど、こう思います。

高橋委員

それで、担当しているのは弁護士ということですが、小樽市には4人の弁護士がおりましたよね。週2回だと4週ですから、単純に計算すると8人必要なのですが、そのローテーションの中に小樽市の弁護士がどういう割合で入っているのか、そのローテーションのやり方を教えてください。

(市民) 総合サービスセンター 所長

この4人の弁護士の方は、札幌弁護士会小樽支部の方々に、現在、小樽市には4人しか弁護士がいらっしゃいませんけれども、ローテーションにつきましては、毎週2回ですので、週に2人ずつということになりますけれども、それぞれ弁護士の方は、またいろいろな業務も抱えてございますので、その辺はお互いまた話し合いながら、柔軟に対応してございます。

高橋委員

そうすると、小樽市の弁護士は、いついつ、例えば月に1回とか月に2回とかという決め方ではなくて、その都度打合せをしながらということですか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

基本的にはローテーション表をつくりまして、月・木にそれぞれ弁護士を充てていくという形をとってございませぬけれども、状況によっては変わる場合も十分出てくるということになっております。

札幌の弁護士というのは入ってございませぬ。すべて小樽市に在住されている弁護士でございます。

高橋委員

小樽市には4人の弁護士しかいないのですね。ですが、札幌でやっている弁護士も含めて小樽市に在住している弁護士ということですか。ではなくてということですか。その辺がよくわからない。

(市民) 総合サービスセンター 所長

札幌弁護士会小樽支部という名前になっていますけれども、現在、小樽市には4人の弁護士がいらっしゃって、皆さん小樽市に在住という形で、札幌には通ってはいないというふうに聞いています。

高橋委員

では、その4人で全部。ああ、4人でやっているということ。相当ハードな業務ですよ。すごいハードですね。私の認識不足で、札幌の弁護士も来ているというふうに前に聞いたことがあるものですから、そういうローテーションなのかなと思いました。わかりました。

それで、この受付業務の担当者、これは何名ですか。

(市民)総合サービスセンター 所長

市民相談係というのは係長と係員が 1 名おりますし、また嘱託で相談コーナーという嘱託員が 1 名。その 3 名で受付業務を行っております。

高橋委員

それで、受付のときに、今あまりないかもしれませんが、例えば弁護士に相談するときに、具体的な資料が必要なので持ってきた方がいいですよとか、具体的なアドバイスがあったときとなかったときとあるようなのですけれども、受け付けする場合のそのマニュアルといたら変ですけれども、法律相談の場合はこういうふうな受付の内容でアドバイスしろとか、打合せしろとか、そういうものは決まっているのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター 所長

受け付けする場合には、一応相談内容というものを概要だけを私どももお聞きいたしまして、それは弁護士の方にお伝えするわけですが、その場合 1 人の相談時間というのは大体 20 分ちょっと程度しかございませんので、アドバイスとしましては、相談内容をできるだけ御自分で簡潔にまとめてきてくださいと、お聞きになりたいポイントを絞ってきてくださいと、そういうアドバイスは私どもはしてございます。

高橋委員

例えば金融相談なんかになると、ふらっと行って、いくら返すという具体的な数字がないとなかなか判断していただけないということがありますけれども、我々もそうだと思うのですけれども、具体的なものがなければ具体的な話ができないと。ですから、ある相談者が半分ぐらいしか持っていかなかったのでしょうか。結局は、方法を示すまでいなくて、結構冷たくぼんと帰されたという、そういうことがあったみたいなので、その受付のときに、若干もう一言、一言二言多いと嫌われるのですけれども、そういう場合は一言二言多い方が私はいいいのかなというふうに思ったものですから。例えばその資料についても、こういうケースはこうですよとか、もうちょっとアドバイスというか内容があった方がいいのかなというふうに思うのですけれども、それはどのように考えていますか。

(市民)総合サービスセンター 所長

相談者によってはいろいろな方がいらっしゃいまして、あまり内容まで立ち入られたくないという方もいらっしゃいます。ただ、やはり高橋委員の御指摘のように、ある程度弁護士と相談するのであれば、御自分で具体的な資料をお持ちになった方が相談がよく進みやすいということは、例えば受付の段階である程度そういうことが把握できるのであれば、私どももそういう形でもうちょっと具体的なアドバイスのものを相談者の方にしていきたいなと思っております。

高橋委員

もう一つ意見があったのは、弁護士によって相当温度差があったり、対応の差があったと。これはだれがどうなのというのはわかりませんが、相談者の方が悪かったのか、内容がうまくなかったのかは別にして、同じようなケースで対応があまりにも違うというのは、問題かなと思いますので、その辺はどういうふうに把握をされていますか。

(市民)総合サービスセンター 所長

私ども、相談結果の報告を弁護士の方からいただくわけですが、正直言って詳しくは書いてございません。項目と、これだけの件ですというような内容ぐらいしか書いてございません。弁護士によってその対応が違うところまでは、私どもとしてはなかなか把握しきれない部分もございますけれども、相談者からのそういったいろいろな御意見があれば、機会を見つけて弁護士の皆さんとも話すこともあっていいのかなと思っております。

高橋委員

実は、そういう相談がちょっとあって、無料だから仕方がないのだろうかという、そういう言い方なのです。だ

から、そうではなくて、金額の問題ではないと思いますよ。ですから、弁護士の気持ちの居どころが悪かったのかどうか分かりませんが、あまりつっけんどんな冷たい対応というのは、市の無料相談ということで期待していているわけですから、内容についてあそこの相談者の内容、仕方、やり方うんぬんかんぬんあるかもしれませんが、それなりの対応がやはりしてほしいという、そういう御要望があったものですから、ぜひそれは弁護士の方と 1 回打合せをしていただきたいなという要望ですけれども、これはいかがでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

今、委員の御指摘の点を踏まえまして、近いうちにでも話合いを持ってみたいと、このように思っております。

高橋委員

福祉相談について

次に、福祉相談というのが載っております。この中で高齢者相談センター、それからふれあい相談センターということで、総合福祉センター内でやられているという話です。まず、この相談件数、これも同じように直近 5 年間の推移を教えてくださいませんか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

高齢者相談センターの相談件数でございますけれども、平成12年度でいいますと、一般相談で542件、それから専門相談で101件、トータルで643件、それから平成13年度は一般相談で151件、専門相談で96件、合計247件、平成14年度、一般相談で425件、専門相談で92件、合計517件、平成15年度、一般相談で453件、専門相談64件、合計517件、平成16年度、一般相談で368件、専門相談で200件、合計568件でございます。

高橋委員

年度によって、結構ばらつきがあるんですね。わかりました。

それで、高齢者とふれあい相談というふうに分けているのですけれども、これは担当者は別なのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

一応、この両方とも社会福祉協議会で承っている相談事業でございます。高齢者相談センターの部分につきましては、私どもの方で委託している相談業務でございます。それから、ふれあい相談につきましては、社協自体の相談業務としてやっている事業でございます。

高橋委員

わかりました。性格が違うんですね。

高齢者相談センターに相談して本当によかったという方が何人かいらっしゃいましたので、非常にいい制度だなと思って、かなり詳しい方がいらっしゃると思うのです。それで助かりましたということでした。

先ほどの総合サービスセンターの身の上相談と、それからこの高齢者相談センターと高齢者についてはリンクする可能性があるのかなと思うのですけれども、そこら辺の横の連携というのはどういうふうになっているのですか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

身の上相談というのは女性相談員3名で、これは週2回、行ってございます。相談内容といたしましては、家庭内のこと、結婚・離婚に関することが相談内容の主なものになりますけれども、特に高齢者相談とリンクをしているということは現在のところはございません。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

どちらかということ、当然共通した問題で相談されることはあるかと思うのですけれども、私どもの方はどちらかということ、やはり保健・医療・福祉系的な相談が内容的に多いのだと思っております。

福祉部長

横の連携という関係では、例えば高齢者相談センターの昨年の568件のうち、他機関との関係が280件ほど、私どもセンターの中では連携をとっていますので、そういう面ではかなり連携はとっているというふうに私どもは理

解しています。

高橋委員

その答えを聞きたかったのです。そうでないと困るなと思ったものですから。

消費生活相談について

もう一つ、この相談の一番最後に消費生活相談ということで、消費者センターに相談を受けている、最近は本当にお年寄りを食い物にして商売するという嫌な時代になりましたけれども、その相談件数、直近5か年の推移を教えてくださいたいと思います。

(市民)生活安全課長

消費者センターに寄せられております消費者相談でございます。平成12年度707件、平成13年度968件、平成14年度1,513件、平成15年度2,470件、平成16年度3,708件、年々増えてきてございます。

高橋委員

すごい増えたんですね。平成12年度と16年度を比較すると5倍ということになりますね。それで、主な相談内容と、要するに何が多くなってきているのかということと、それから年代、相談を受けている年代、年齢がどれくらいか、それがわかりましたら、特徴的なものだけで結構です。

(市民)生活安全課長

まず、増えてきている要因でございますけれども、平成14年度以降というか、15年度に入りまして、いわばインターネットあるいは携帯電話あるいは身に覚えのないいろいろな架空請求が皆さん方の御家庭に行っていることもたまにあるかと思っておりますけれども、いろいろな架空請求の関係が平成16年度で申し上げますと、3,708件の内に2,226件、約60パーセント強の比率が出てきています。同じように15年度で比べますと、33パーセントほどというように急激に増えてきている。そういうことで増の要因になってきてございます。

また、相談内容でございますけれども、今言いました近年、ここ一、二年の特に顕著な部分ということでは、架空請求の関係。本当に今申し上げました携帯電話、パソコンあるいはパソコンによるアダルトの出会い系、それから俗に新聞に出ています振り込み詐欺の関係、これらの関係が相談の内容としては非常に増えていると。それから、2番目としましては、やみ金融の関係、多重債務の関係という部分が第2位に位置するような相談件数になっています。3位以下、商品とかレンタルリースあるいは賃借のトラブルの関係、それと俗に次々販売とか、お年寄りの訪問販売の関係、こういう部分が特徴的な形になってきております。

年代で申し上げますと、平成16年度はまだ出していないのですけれども、15年度の2,470件の部分でいいますと、60歳代以上で約630件ほどになります。10代も55件、20代から50代までが残りの約2,000件弱ぐらいの数字になるかと思っておりますけれども、そういうような形で年齢層も最近特に20代の若い方、これらの方がパソコンとかインターネットとか携帯電話、そういう部分のワンクリの関係での部分が増えてきているというところでございます。

高橋委員

相談件数が増えているということは、今いろいろ内容はわかりましたけれども、市民の皆さんにはかなり周知されているというふうに私は思っております。これも消費者センターに行ってよかったという方が何人もいらっしゃいましたので、非常に大切な部分かなということでもあります。

また、総合サービスセンターに戻りますけれども、総合サービスというふうについているものですから、私の勝手な認識ですけれども、位置づけとして中心的窓口的な役割を担っているのかなというふうに思っているのですけれども、これはどうなのでしょう。

市民部長

私どもとしては、おっしゃるように、総合的な窓口だというふうに思っております。当然、相談内容等につきましては、はっきりとしたわかる方はそれぞれの窓口で連絡はされるのでしようけれども、一義的には私どもが基本

的には市の窓口というふうにご考えてございますので、その中で必要な部局に紹介をするなり、あるいは連絡をとらせるなり、そのような形ではやってきているつもりで考えてございます。

高橋委員

こういう時代なので、かなり民間トラブルが増えてきております。例えば隣の犬がにおうとか、立き木の枯れ葉が落ちてくるとか、さまざまな、どこへ相談したらいいかわからないわけです。そういう場合に、総合サービスセンターにまず電話してみようかという、そういうふうに行える人はいいのですけれども、結局わけがわからなくて、どこに電話したらいいかというお年寄りも結構多いみたいです。できれば、まずその大きい窓口は総合サービスセンターということをごわかるような掲示ができないのかなと。例えば前も予算特別委員会で要望したのですけれども、市民相談という 1 行だけちょっと目立たないようになっていますけれども、中をクリックすると、ぱっと出てくるわけですが、そうではなくて、相談はまずここなのだという大きなウィンドウでもいいです、何でもいいですが、もう少しはっきりわかるような、だれでもわかるような、そういう仕組みというのですか、やり方というか、そういうものをぜひホームページなどは検討してほしいかと、私は思っているのですが、いかがでしょうか。

市民部長

確かにおっしゃるように相談窓口といいますが、相談業務というのはわからないで連絡、比較的電話での問い合わせが多いですが、電話の部分につきましては、電話交換室とも連絡をとりながら私どもの方に、総合サービスセンターの窓口の方に連絡が来るということになっております。ただ、確かにそういった中で、インターネット等々でそういった窓口ははっきりわかるような形で、市民の皆さん方にわかるような形で基本的には中で検討して考えてみたいというふうにご考えております。

高橋委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、環境部に質問をします。

一般廃棄物の民間委託について

代表質問で一般廃棄物の民間委託について確認をいたしました。再度答弁いただきたいのですが、民間委託の平成16年度から現在の状況について、再度お願ひいたします。

(環境)五十嵐副参事

ごみの収集に限って、車の台数ということによろしいですか。

平成16年度は直営車が13台で、委託が10台の合計23台でごみの収集を行っております。平成17年4月、有料化・減量化・資源化、そのときに直営の13台から4台減らして9台にしました。そして、委託は10台で、合計19台で4月から収集を始めました。それとあと、17年8月にごみの減り方が結構多かったものですから、直営車の9台から1台を減らしまして、ごみとしては8台、その1台はプラスチックの方の資源物に回したのですけれども、ごみとしては直営8台、委託9台、委託の方も0.5台減らしまして9台というふうに行っているのですけれども、それで17台で行っております。

高橋委員

それで、これに対応して職員の方々の異動があったと思うのですけれども、今のその年度台数と比較して、このときには何人いて何人異動したか、その部分を教えていただけますか。

(環境)五十嵐副参事

平成16年度の直営車、13台から9台になりました。このときに、ちょっと今具体的な数字を忘れたのですが、有料化・減量化に伴って指導員というものを増やしました。それは収集部門に限って言えば、9人増やしました。それから主査も増やしましたので、それから退職者もおりましたので、他部への異動はないということで、廃棄物事

業所内での13台、1台につき3人乗っておりますから、4台分減らすということは12人が減るということになるのですけれども、退職者もおりまして、それから指導員の方に部内異動しましたので、他部への異動はございません。それから、17年の4月の9台から8月に8台に落としたのですけれども、これは資源物の方に1台回しましたので、収集をするのがごみか資源物かという変わりだけで異動はございません。

高橋委員

そうすると、単純に1台3人で計算していいのですね。そうすると、平成14年4月のときには12人のうち9人ですから、3名退職ということによろしいですか。

4台減って3人だから12人でしょう。9人指導員になったということだから。

(環境)五十嵐副参事

主査を3人増やしました。

高橋委員

では、同じ人数ということ。わかりました。

それで、車が減ったわけですが、これは清掃事業概要・平成16年度版です。これに15台の車両内訳表が載っております。28ページです。この車両内訳表の中でどの車が減ったのでしょうか、教えてください。

(環境)五十嵐副参事

平成17年4月、9台ということで、そのほかに2台予備車というのがございます。だから、合計11台、今パッカー一車がございます。それで、16年度の事業概要、4台売却いたしました。それで、28ページの表かと思うのですが、一番上と3番目と下から4番目、下から3番目、この4台を売却いたしました。

高橋委員

要するに、古い方から全部処分したということでしょうね、これだとね。わかりました。

金額等については、契約管財課の方に聞いた方がいいですか。

(環境)管理課長

その売上げでありますけれども、契約管財課の方で公募の形でもってオープンな形でもって出したのですけれども、その際に見積りをいただいて、一番高いところに落としていただいたというぐあいで、28ページの表に対応した形でよろしいでしょうか。札幌88の6900番につきましては82万5,000円、そして札幌88の8746につきましては88万8,000円、それと札幌88の2015が71万円、その下が札幌88の2016ですけれども、それが75万円というふうになってございます。

高橋委員

これは入札でやられたのですか。

(環境)管理課長

見積合せというふうにやっております。

高橋委員

行き先はどちらになっておりますか。

(環境)五十嵐副参事

6900は有限会社クリーンテクノ、その下の下、8746も同社です。それから下から言えば2015は栄伸開発工業、それから2016は中田興業となっております。

高橋委員

わかりました。

それで、平成19年には全部民間委託をするということで、市長の方から御答弁をいただきましたけれども、この残りの車の処分については、どのように考えてますか。

(環境)五十嵐副参事

例えば全車を委託したと仮定した場合、当然ながらまだそこまで検討はしていませんけれども、何らかの処分とありますが、必要のない部分については、そういう何らかの形で処分という形になると思います。

環境部長

今、副参事が言いましたように、まだ具体的な検討はしていません。ただ、平成19年度に全部委託、これは全部委託をするように最大の努力をしたいというふうに思っておりますけれども、当然新たな委託の受皿というものを今後つくっていかねばならない。当然総枠の中で、今市の直営車が使っている不用となる車両については、そういう業者に活用してもらう方向での検討になっていくのではないかと、このように思っております。

高橋委員

いずれにしても、まだはっきりしていないということで、検討をまだされていないということですね。わかりました。

次に、平成17年度版です。この31ページに連絡指導車両ということで12台が載っております。16年度と比較すると4台が同じ車ということになってはいますが、この16年度と比較してリサイクルセンターという事業者名の車と管理課の車、事業者名から削れているのですが、これは何か理由があるのですか。

(環境)五十嵐副参事

リサイクルセンターも収集業務係に係が統一されました。リサイクルセンター係とありますが、そこの方の係が全部収集業務担当係になりまして、その中に含まれたということになりますけれども、今、平成17年度版で12台ということなのですが、これの大体の内訳をいいますと、業務上の連絡用の車が2台、それから2090とワゴンとありますが、これ例えばかなりロングバンのワゴンなのですが、それにつきましては、例えばボランティア清掃とかいろいろな特殊なときに出ていく車でございます。そのほか3台減らして9台が指導員が巡回パトロール指導車として使っております。

高橋委員

これを見ますと、年数がゼロということで、リース物件になっているものがあるのですが、これが新たに職員が異動になった方々が使用している車というか、新たに増車した車ということでよろしいですか。

(環境)五十嵐副参事

そのとおりでございます。

高橋委員

この新しい車の方々は、具体的にはどういう業務をやられているか、それを説明してください。

(環境)五十嵐副参事

小樽市内の3地区、北部、中部、南部で分けます。そして、その3区の中に3人ずつ指導員がつきまして、自分のエリアを持ちまして、ごみステーションの監視とか指導、町内会等との協議とか、要するに今年の4月から有料化になりまして、それから資源物もプラスチックも紙も毎日のごとく集めていますので、いろいろな不適正とかそういうものもありました。今でもあるのですけれども、そういうものに対する指導業務に当たっております。それから、ふれあい収集といたしまして、大部分はお年寄りになるのですが、ごみステーションまで出せない。今日現在でふれあい収集155件やっています。1週間に1回その指導員9人が自分のエリアの人数を分担しまして、収集しております。

高橋委員

この議論は、また別の機会にしたいと思います。

最後に、市長の御答弁もありましたけれども、平成19年度の先ほど言った完全民間委託に当たって環境部長も先ほどおっしゃいましたけれども、職員の方々の行き先、それが非常に問題になってくるのかなというふうに思いま

す。それで、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設に行っていただく方だとか、それからいろいろ考えられているようですが、現段階で検討されている、若しくは予定されているという内容があれば、部長の方から最後に聞きたいと思います。

環境部長

この後につきましては、まだ組合に対して十分な協議をしている段階でないので、十分な答弁はできないと思いますけれども、一つ言えることは、北しりべし廃棄物処理広域連合も焼却施設、それからリサイクルプラザが今回供給開始が平成19年4月からであります。焼却施設につきましては、その試運転を来年の10月ごろ予定しております。それから、リサイクルプラザについては19年2月ということを用意しておりますので、当然そこに搬入管理とか、それから搬入物の監視をする業務とか、あるいはリサイクルプラザの方につきましては、実際資源化されたものが適切にきちんと排出できる状況になっているのかどうか。どうしても委託ではなくて、直営で当面やっていかなければならない業務が出てくるであろうというふうに思っております。そういった業務の人数につきましては、恐らく現段階では10人前後かなと一応思っております。

そういたしますと、今の現有人員の残りの人たちが、何らかの形で部外異動をしていかなければならないということがあります。その際、年齢構成的にも50代の後半の方もおられますので、単にこちら側から部外異動ということ語りかけたとしても、やはり何よりも本人の了解がなければできないだろうというふうに思っております。ですから、そういった状況を見ながら、この全面委託ができれば全面委託という方向で持っていきたいですけれども、やはり職員の意向というものも十分尊重しながら進めていかなければならないだろうと。そのあたりで現在、北しりべし廃棄物処理広域連合との管理・運営委託のあり方というか、それから私どもとしては全面委託あるいは全面委託に向けた同意、それからその後は委託業務に対する指導監督というものをどのようにしていくのか、このあたりを現在検討しております。そういった意味では、年明け早々にはそういったことをまとめて、まず組合に対しても十分に協議させていただきたいと、このように思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

まず最初に、福祉部の方にお尋ねします。

子育て支援事業について

前回は若干取り上げたのですが、子育て支援事業の一環として、小樽市が町内会館を使って家庭で子供を育てている親たちとさまざまな事業展開をやっていると。夏場といいますか、2回ほど試行をやったというふうに聞いているわけですが、まず最初にこの夏にやった2回の試行についての総括的な部分があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）子育て支援課長

奥沢保育所に併設の子育て支援センター「げんき」が地域の方に出かけていくという事業で、これまで2回ほど試行させていただきました。1回目は8月30日に富岡町会の富岡公民館に、2回目は9月29日に長橋地域の共睦町会の共睦会館へそれぞれ出かけさせていただきました。参加された方は延べで58組、親子で127名と、おおよそ私どもが見込んだ数よりも大幅な参加者がございました。参加された方の声を聞きますと、やはり歩いてでも行かれる町民会館の方に身近な場所で展開したことによって、とても楽しかった、継続してほしい、そういうようなお話を多く聞いておまして、私どももこういった形で継続できないかというようなきっかけづくりとして、大変力になる結果ではないかというふうに思っております。

齋藤（博）委員

2 回ほどやって、それぞれ地域的な理解度も相当あったみたいでよかったなというふうに思っているわけなのですけれども、次にデータがあるかどうかわかりませんが、そういう保育所とか幼稚園を使わない家庭で子供を育てている部分では、冬場というのが非常に遊ぶところとか、連れていくところとかがない、若しくはあっても大変行くのに難儀だというようなことで、苦労しているというふうに聞いています。福祉部の方でこういう家庭で子供を育てている方の冬場の状態なり、環境等について調べたものがあるのか。それから、こういった状態にいるのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

保育所などに行っていない子供の冬場の遊び場ということでございますけれども、これまで特にそういった部分での具体的な調査はしたことがないのではないかと考えてございます。冬の寒さ、厳しい冬ですから、小さい乳幼児ですと、なかなか表に出る機会はないのかなというふうに思いますし、そういった意味からしますと、夏場とは違ってなかなか運動施設も、屋外の施設ということですが、利用されることはないかと考えてございます。

齋藤（博）委員

それで、今年は試行だということで進められているわけなのですが、夏に 2 か所で行った奥沢の「げんき」の機能を使った、まちにやってくるという出前みたいな部分なのですが、これを厳冬期といいますか、真冬にやってみるということについて考えてもらいたいと思います。というのは、夏場とは条件が全然違って、いくら小樽でも冬に歩けるような乳母車を持っている人というのはいないわけですし、こういった形にいるのかということもわからない中では、もともとの着目点が家庭で子供を育てている方に対するいろいろなきっかけを与えて、相談なり、いろいろなことをやっていきたいということで考えているわけですから、その場合、冬の試行についてどういうふうにお考えになっているかをお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

冬場に向けての遊び場の拡大ということについてはすけれども、今年度は特に朝里幼稚園で「わくわく広場」を開催したり、それから銭函市民センターの方に「あそびの広場」といったようなことも新しく展開してございます。そういった部分で少しずつすけれども実施してきておりますけれども、この「『げんき』がまちにやってくる」という仮の名前をつけてございますけれども、そういった部分についても、そういった施設を常時確保するのではなくて、臨機応変に出かけていかれるようなメリットはあるというふうに考えておまして、委員がおっしゃるように冬場の利用について、課題と申しましょうか、そういった部分を整理する必要があるというふうに考えておまして、この 1 月、2 月にまた夏場に寄せていただきました両町会におきまして、また試行で実施したいと考えております。

齋藤（博）委員

夏、冬も同じところでやるということで計画されているということで、結果についてはまた終わった時点で、どのような結果になるのか、夏のように 127 人の方が実際問題来れるのかという部分、参加者人数だけが問題ではなくて、どういう形が好ましいのかということを考えるためにも、やはり試行を繰り返していく必要があるのではないかなというふうに思っております。という意味では、1 月、2 月の試行結果をまた改めて教えてもらって、議論したいと思います。

これは当然、夏場、冬場、私は繰り返しやっていかなければならないと思っています。ところによっては、今回使わせてもらった会館については、会館の理解と申しますが、地域の理解の中でほとんど無料に近いと申しますが、冬場の暖房ということ、どういうふうになるか、わからないのですけれども、夏場でいうと、町内会の方でも町内会の事業みたいな感じでずいぶん協力してくれたという話があります。けれども、これを広げていく、若しくはいろいろなところでやっていくとなると、やはり一定程度の会館を借りるとか、必要なせめて暖房費なり、光熱費を

払わなければならないでしょうから、そういった部分を含めて、新年度に向けた考えというものも、当然そろそろ考えていかなければならないのではないかなと思うわけなので、その辺について現時点でもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

おかげさまでというか、試行で寄せていただいている町会の方々には、会館、それからこれからの部分でも無料でお貸しいただけるというような御返事をいただいているところでございますけれども、今私どもは、できる限り費用をかけないで実施していきたいというふうに考えてございます。まずは、奥沢の子育て支援センター事業の中での一つの事業の位置づけという考え方で当初スタートしておりますので、そういった中でどういった実施の仕方ができるのか、今後この冬の実態も含めまして検討してまいりたいと考えています。

斎藤(博)委員

それでは、冬の試行が終わったら、また議論をさせていただきたいと思います。

次に、質問を変えて環境部の方にお尋ねしたいと思います。

ごみの収集体制について

ごみの収集体制の平成19年度に向けての議論を今聞かせていただいております。ほかのまちでの直営のあり方を含めて、今後いろいろ議論していかなければならないのではないかなと思っております。その中で、私は今日お聞きしたかったのは一つだけあります。

まず、これも本会議の中でのやりとりを聞いていて疑問に思ったわけなのですが、環境部が使われているリバウンドという言葉の定義をまずお聞かせいただきたいと思います。ごみが今回の有料化、分別の推進の中の議論の中で、リバウンドという言葉をお使いになっているわけなのですが、環境部が使われるリバウンドの意味をまず教えてください。

(環境)間瀬主幹

リバウンド、まずその基本となりますのは、私ども今年の4月からごみを減量化・有料化いたしまして、今年のごみ収集量が出ております。昨年度、今、私の一番のデータとしてはそれしかございませんので、この部分と昨年との同時期を比較いたしまして、まずは4月、5月、6月、7月、8月、9月と昨年度比較してごみ量が一つの推移があると。その中で、また再び昨年度並みのごみ量に近くなっていく。そういうことのごみ量が有料化前の量に戻りつつある、戻っていくこと、それをリバウンドということで私どもは考えてございます。

斎藤(博)委員

いろいろなところで使われていますので、今おっしゃっているようなことでいいのかなと思います。それを前提にして、今年代表質問の答弁の中でリバウンドが起きない、そういった考え方に基づいて1台の減車なりを進めていると答えているわけなのですが、私の感想としては、今年始めて、一冬も越さないでリバウンドはないのだというふうに判断したというあたりの、今、前段無理くり答えてもらっている定義からして、どういう見通しなり、根拠を持ってリバウンドはないのだと判断されているのかなと。リバウンド来るよかと言っているわけでもないし、こうしろと言っているわけでもないのだけれども、あまりにも急な結論ではないのかなというふうに思うものですから、どういったようなデータ処理をされて答えられているか教えてください。

(環境)間瀬主幹

まず、代表質問でお二方に市長の方からごみ量について答えております。一つは公明党の高橋議員でありますけれども、そのときの市長答弁でございますが、現在のごみ量を見ますと、大きなリバウンドもないことから、18年度において減車を考えたい。ということは、一つには、現在のごみ量を見るとの言い方をしております。それから、民主党・市民連合の佐々木勝利議員に対しても、今後の状況の変化を考慮しても、順調に推移しているものと考えますと、このように答弁をさせていただいたところでございますけれども、具体的な裏づけのデータといたし

ましては、4月から11月までの月別の昨年度と同時期の累計におけるごみ量の比較でございますが、4月、これは確かに有料化を実施した当初で50パーセントの減量となっております。5月が44パーセント、6月が43パーセント、7月が43パーセント、8月が41パーセント、9月が41パーセント、10月が40パーセントの減量でちょっと1パーセントか2パーセント下がったのですが、11月再び減量が進みまして41パーセントの減量となっております。まず、数字的にはほとんどこの40パーセント台が4月から11月の間で変動していないということが一つの理由でありますのと、もう一つは施策において、私ども市民の方々からいろいろなやりとりしている中でお聞きするのは、一つには紙を資源物として扱ったこと、二つ目にはプラスチック、その他のプラスチックの容器包装を資源物として扱ったことにおいて、一つのごみ量が大きく減ったということをお聞きしますので、今の資源物の種類を変えることがなければ、大体今年度においてはこの数字というものは、データ上からいっても維持できるのではないかと。そういう中から、市民感情といたしましても、40パーセントもごみが減っているのに、収集体制も全く同じというわけにもいきませんので、来年度はまず1台は減車する方向を示したところでございます。

斎藤（博）委員

リバウンドというのは、よくダイエットとかで恐ろしいことですよということをよく言われて、ダイエットにおいて6か月間なかったから、私はもうリバウンドがないのだと今おっしゃっているわけなので、どうしてそうなのかということなのです。ほかのまちが小樽市のように有料化、それから分別を進めてきたデータというのは御存じだというふうに思います。それあたりを見たときに、大体これは小樽市で有料化という影響もありますし、資源化ということもあって、燃やすごみなり、それから燃やさないごみ、資源以外のごみの出方が安定したというふうに考えられる時期というのは、果たして今おっしゃっているように6か月なのだろうかという部分が、私としては非常にどうかなというふうに思うわけで、やはりそれなりの蓄積を持っていかなければだめなのではないかなと思ってお聞きしているわけなのです。これについて申しわけないけれども、もう一度その辺について。

（環境）間淵主幹

最初に、私どもで10万都市の中で、何年か既に有料化を実施して経過している都市についてデータをとってございます。一つには函館市でございますが、平成14年4月実施で、当初、前年比、有料化前と比較いたしまして33パーセントの減量を示したところでございますが、平成16年度の結果におきましては、実施前と比較しましては、同じく33パーセントの減量が維持されてございます。それから、室蘭市は、平成10年10月に有料化を実施いたしておりますが、このときは中途半端な時期でございましたので、11年度の数字と平成9年度を比較いたしますと、当初で32パーセント、平成16年度と有料化実施前では現在38パーセントの減量となっております。こちらは若干人口の減少が影響しているかと思われまます。そういう中で他都市の例はといいますと、10万都市の中ではこういう状況でございますが、ただいまの斎藤博行委員の御指摘もありましたとおり、私どもも決して現時点においてリバウンドがない、そして少なくとも17年度中はこのままの体制で何とか維持できるのではないかと考えておりますが、今後においては、委員の御心配にあるとおり、今後のごみ量につきましては、周知・啓発に力を入れまして、ごみ量がリバウンドしないよう、私どもが考えております21年度の計画数値が維持できるよう対策を講じることが必要だと思っておりますので、決して現時点で何か安心しているですか、それに満足しているという、そういう状況での説明ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

斎藤（博）委員

ごみがリバウンドしないということは、廃プラとかほかの資源の出方もこういった量で推移するというので、私が言いたいのは、そんなに大きく変わっているわけではございませんので、ごみが減量化されてリバウンドしないということは、ほかの出方の部分は、それは逆に言うと、今の水準が維持されていくというようなことで今後考えていかなければならないと思っておりますので、そういったあたりを踏まえて、これからまた議論させていただきたいというふうに思います。これはここで終わりにさせていただきます。

最後に、保健所の方にお尋ねしたいと思います。

新しい病院での夜間救急のあり方について

新しい病院をつくる議論が行われておりまして、その中で夜間救急のあり方、それから新病院の 1 次救急のあり方についてずいぶん大きな見直しがなされてきたと思っています。御承知と思いますので、くどいことは言いませんけれども、1 次から 3 次までやろうと思っていた基本構想が、最終的には 1 次の部分と 2 次、3 次の部分で分かれていっているというふうに考えております。そういった今回の基本構想、それから精査・検討、そして今回出されてきた見直し、そういった部分の議論経過について、保健所としてこういった見解をお持ちか、まずお聞かせいただきたいと思います。

(保健所) 保健総務課長

今回の新病院の構想につきましては、特に救急部門の考え方につきましては、前回の構想の中で医師会ともいろいろな考え方の違いがありまして、その後小樽市救急医療体制検討委員会をつくって、本来小樽市であるべき救急医療の姿、そういったものを検討してきた経過がございます。それにつきましては、今年の 8 月に市長に最終答申を出しまして、その中では一応 1 次救急は市内の全医師が参加して行える現在の夜間急病センター、公設民営の夜間急病センターで行うことが望ましいと、ただ場所については問わないという形の答申を出してございます。その答申をある程度重視していただいて、その考えを入れて、今回の樽病の新築計画の構想につながったものと思っておりますけれども、とりあえず今の救急のあり方につきましては、そのように考えております。

斎藤(博)委員

今回、分かれてしまったというか、そういうふうになっているわけなのですが、本来、新しい病院を考えたときには、1 次からやっていこうというふうに思った、そういう発想があったというふうに私は思っています。それは、そういったニーズなり、そういったものを新しい病院をつくることを契機に受け入れる体制をつくっていききたいと、そんなような思いでつくられていったのではないかと思います。私が言葉じりでなくて、医師会と意見が合わなかったのではなくて、医師会が指摘した医師なりスタッフの確保の部分について、小樽市が明確な回答ができない中で、この 1 次からやっていくという部分がつぶれていったと私は理解しています。もし、豊富な人材なり、医師の確保なりがあっただけの場合は、収支の問題を別にすると、こういう形にならなかったのではないかなとも思っています。そういう意味で、1 次救急をやる際に、市内の医療機関の協力がなければできないという現実の中で分かれていったのではないかなと思うわけなのですが、それにしても一度は 1 次救急を受けようと思った市民ニーズについて、もう少しお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

保健所長

小樽市内における救急医療ということに関しては、小樽市医師会に属しますいろいろな病院の医師、関心を持っています。ですが、私自身は市内の医療機関すべてを含めた上での救急医療体制を考える場というのが非常に重要だと前から思っていたのですが、そういう流れでこの前の委員会をつくって、決して以前に出された市としての基本計画、それが医師会と折り合わなかった、それが一つのきっかけとなったのは事実なのですが、あくまでも医師会、ほかの医療機関の医師と話したときに、小樽病院が 1 次から全部やるということに関して必ずしも賛成でないとの意見を持つ。そういった流れの中で、とにかく市としての救急医療体制はどうあるべきかということについて今回考えた。それとやはり小樽新市立病院の構想案と、その上に立つものだと私は思っていますので、決して平行に流れているものだとか、また相反するものだとは思っていません。

斎藤(博)委員

そういう今のお考えの前提には、ちょっと話が戻って恐縮なのですが、今回の条例の中に指定管理者制度の部分が一つあります。その中で夜間急病センターについては、小樽市医師会にこれから 5 年間、平成 23 年 3 月 31 日までお願いしたいのだというふうなことを出されているわけなのですが、この指定管理者の一つの施設に

一つの団体しかなかったというふう聞いていますけれども、逆に言うと、この指定管理者制度を夜間急病センターを医師会にお願いするというときに、保健所の中でどんな議論があったのかお聞かせいただきたいと思います。その際に、今の小樽市夜間急病センターについて、今、小樽病院や第二病院については機能評価の問題が議論されているわけなのですが、小樽の夜間急病センターについて指定管理者制度を導入するに当たって、どういった機能の評価をされて決定し、今ここに条例案を出しているのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

(保健所)保健総務課長

夜間急病センターの指定管理者の指定の部分でございますけれども、指定に当たりましては、特に医療施設でございますので、医療サービスを提供できる広域的な団体、さらにまた地域にこれまでも密着してある程度連携しながら、これを継続してやっていける団体、そういったものの条件の中で考えた場合に、やはり従前からこれをやっていただいている医師会に改めて指定管理者として任意で設定することがまず考えられたわけでございまして、実際そのように医師会に一応任意で設定したという形になっております。

それから、機能評価とか、その辺の問題になりますと、内部で十分協議されたというのはちょっといいないかなというふうには思っておりますけれども、ただ夜間急病センターにつきましては、予算的な問題もございまして、ある程度今の体制で最低限の市民のサービスというのは行われているのかなというふうには思っております。ただ、やはり2次救急の部分、全体の1次だけではなくて、小樽地域における全体の救急医療体制の問題としては、やはり1次救急は夜間急病センターで、ある程度今、年間、去年でも1万1,000件ぐらいの受入れ件数がございまして、大半の部分はそこで軽傷といいますが、1次は夜間急病センターの治療で賄われているわけですが、約7パーセントぐらい、年間1万1,000件のうち、700件ぐらいの方が2次転送というか、多少入院を要するような重症の患者で、ほかの病院、専門的な病院にそれぞれ科目に応じて転送されている形になっておりますけれども、今、市内における夜間の医師の輪番制というのがきちんと確立していないという問題がございまして、特に札幌の病院なんかには運ぶ事態があります。そういったものを極力、やはり2次体制を強化して、小樽市全体の救急医療体制を充実させて、小樽市内ですべてが賄えるような体制、そういうものが必要だとは思っておりますけれども、まずその中で1次の夜間急病センターにつきましては、ある程度現状のままで不足はないのかなとはちょっと思っております。

斎藤(博)委員

要は、確かに今の夜間急病センターに対する評価という部分が大きな要素だというふうには思っております。これが市民ニーズに十分こたえて、完ぺきというのではないと思っておりますけれども、相対でいいのだというふうになれば、次の議論というのはなかなかなくなってしまうところがあります。やはり新しい構想があって、懇話会なんかでも言われたこと、そういった、今回とうとう分離されてしまいましたけれども、長い間その議論になっていた新しい病院の構想の中での1次の位置づけ、それから夜間の位置づけというような部分があって、それから今後まだははっきりしていないとは言いながら、新しい病院の中では救急部の問題、それからコメディカルな部分の勤務体制なり、受入れ態勢というものも今後煮詰まってくるというか、絵になってくると思います。

そういった意味で、小樽市民にとって今回の新しい病院をつくる議論が今後動いていくとき、夜間急病センターのあり方についての議論は、並行して関連を持たせて進めていくべき非常に大事なチャンスだというふうには私は思っているわけなのです。そういった意味では、お互いにまだ話のはっきりしない部分は十分わかるわけなのですが、ぜひ今回いったんは保健所の方に戻されてきた夜間急病センターのあり方、役割については、新病院構想が具体化する過程の中で、所管は保健所だときっちりくぎを刺されましたので、今日は保健所に向かって一生懸命やっておりますけれども、保健所としても新しい病院をつくる議論、どうあるべきかという議論を含めて、御承知のように病院が統合される。そうすると、第二病院が持っている心臓や脳の役割の部分も新しい病院の方に引き継がれていく。それから、小児科なり、産婦人科なりを兼ね備えた新しい病院を今準備しようとしている

中では、当然、夜間急病センターのあり方についても検討するべき時期に来ているというふうに思うわけなのですが、その部分について改めて見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

保健所長

ちょっと話がかみ合わないのですけれども、私が小樽市保健所長として、小樽市の一つの中の役割も持っていますし、保健所としての役割も持っています。ですから、小樽市内全体の医療というものを考えていく中での救急医療、それは各医療機関ともいろいろ話し合っていく必要があると思うのです。各医療機関も全部考える。それとは別に小樽市の中における市立病院における救急医療というものも関係してきているのですけれども、新市立病院以前に小樽市内の救急医療があって、その次に新市立病院の問題が私の場合は来ているのですけれども、ですから小樽市内の救急医療を考えたときに、いろいろな病院の医師と話した場合に、みんな協力してやっていきたいと。それが私は本来の姿だと思っていますので、各病院といろいろと連携して考えて模索しています。それと、新市立病院の問題、それはどういうふうにそこを整合性をとっていくかというのが課題になるのかもしれませんが、ちょっとその辺がまだはっきりしていない。しかし、必要なのは小樽市内全体の救急医療、いろいろな科によってはどんどん先が見えなくなっていく部分もありますし、それが小樽市保健所に課せられた大きな課題だと考えています。

ですから、委員のおっしゃっている意味は十分わかるのですけれども、委員の頭がかみ合っていない部分があるかと思います。あえて一言説明させていただきました。

斎藤（博）委員

かみ合わせなければだめですね。私は前の委員会、所長もおいでになっていると思いますけれども、病院の特別委員会の中で繰り返し言っているのは、新しい病院に、本来は病院の中に吸収してもらえれば一番よかったのでしょけれども、そうならないのであれば、やはり隣接したところに夜間急病センターをつくるべきでないのかと。そうすることによって、新しい病院が持つであろういろいろな機能なり役割と、夜間急病センターを使う患者との連携とか転送の部分がずいぶん解決していくのではないのかなという観点で話させてもらっています。あの答申の中でも、あえて直営がうんぬんとか市がうんぬんではなくて、運営なり、やり方については医師会にお願いするなりということも含めて考えなければならないと思っています。ただ、場所の問題を含めて、新しい病院が今築港の方に建てるということで検討されているわけであります。そういった中では、現在の場所の問題を含めて、私は夜間急病センターの問題について、この最終的な結論として、今の場所で今のままでいいのだという結論になるかもしれませんが、私が考えているような連携を持っていった方がいいのではないかなというような結論になるかもしれませんが、もちろん、小樽市内の全体的な夜間の受入れ態勢の確立なり整理というの、保健所としては考えなければならないと思うわけなのですが、一人の患者の思い方の問題としては、考える一つの機会としてあるのではないかなと思うものですから、こういった言い方をさせていただいているところであります。ぜひ、保健所の方の所管である部分についても、やはり新しい病院がうんぬんというのは最終的には5年ぐらいかかるのだろと言われるわけなのですけれども、そういった時間をかけて、来年結論を出すうんぬんではないにしても、新しい病院の姿が整備されていく中で、それにあったような形での夜間急病センターの場所、役割、体制等について、検討するというのをぜひお願いしたいなというふうに思います。答弁をお願いします。

（保健所）保健総務課長

確かに今新しい小樽病院が、これから今の構想の中で2次、3次、これを自立した医師体制の中でやるとなると、小樽市の救急体制全体も非常に充実した厚みのある形になってくるのではないかなと思っておりますけれども、今後、小樽病院の新たな構想だけではなくて、これから具体的な計画が徐々に出されてくるのだと思いますけれども、その辺とあわせて、今、夜間急病センターの今後あるべき姿について、私どもだけではなくて、医師会、実際今、指定管理者制度でこれからやっていただくわけでございますけれども、そのほかに公的病院の関係者とか、その辺、

小樽市内の関係者を含めて協議しながら、この辺をいろいろと整理していきたいなと思っております。

斎藤（博）委員

今、お答えいただいている趣旨なり方向というのは、私が一生懸命しゃべっていることと大体同じだと理解してよろしいのですか。言っていることを聞いていると、かみ合っているような気がするのだけれども。

保健所長

全部総合したら近いものだと思うのですけれども、ただ市内の医療機関、小樽病院以外の医師もいろいろなことを考えていらっしゃる。そういった医師のアイデアなり、力というものも当然小樽市の医療における資源だし、救急医療における資源になると。ですから、そういった中で広く我々は考えているのですけれども、委員がおっしゃっている問題はそれとは別ではないのですけれども、そこをどういうふうに整合性を持っていったらいいのか、非常に難しい部分があるし、だから市内のほかの医療機関の医師と話している、また急病センターに関して話しているときに、やはりその辺の問題がうまくあいにまだかみ合っていないのです。それが非常に難しい課題だと考えています。ですから、言っている意味はわかります。我々にとっては市内の夜間救急医療をどうしたらいいかという、ちょっと話題性にもなっているのですけれども、そのことに新病院の救急医療体制というのは、必ずしもイコールではないということなのです。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時46分

再開 午後 5 時08分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号、第48号及び第71号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。